

【新旧対照表】

四万十町窪川ふるさと未来館条例

改正後			改正前		
(使用料)			(使用料)		
第10条 未来館の利用者は、別表に規定する <u>区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。</u>			第10条 未来館の利用者は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
別表（第10条関係）			別表（第8条関係）		
使用料			使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
	基本使用料	追加使用料		基本使用料	追加使用料
多目的室 1	580	150	多目的室 1	600	150
多目的室 2	460	120	多目的室 2	480	120
多目的室 3	460	120	多目的室 3	480	120
多目的室 4	460	120	多目的室 4	480	120
調理・座談室	540	140	調理・座談室	560	140
多目的室 5	1,380	350	多目的室 5	1,440	360
多目的室 6	390	100	多目的室 6	400	100
管理室	310	80	管理室	320	80
陶芸教室	270	70	陶芸教室	280	70
音楽室	690	180	音楽室	720	180
創作室	610	160	創作室	640	160
シャワー室	1 回の使用料を40円とする。		シャワー室	1 回の使用料を40円とする。	
(略)			(略)		

四万十町町民館及び隣保館条例

改正後	改正前																																																																		
(使用料) 第15条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分の額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納めなければならない。 2 （略） 別表（第15条関係） （1） 四万十町見付町民館及び四万十町興津町民館の使用料 <table><tr><td></td><td colspan="3">基本料金</td><td>追加料金</td></tr><tr><td>使用時間</td><td>8 時 30 分から 12時まで</td><td>12時から17時 まで</td><td>17時から22時 まで</td><td>1 時間につき</td></tr><tr><td>使用料</td><td>480円</td><td>480円</td><td>480円</td><td>100円</td></tr></table> （2） 四万十町十和隣保館の使用料 <table><tr><td></td><td>基本料金</td><td>追加料金</td></tr><tr><td>使用時間</td><td>4 時間まで</td><td>1 時間につき</td></tr><tr><td>室名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>集会室</td><td>4,770円</td><td>480円</td></tr><tr><td>生活改善室</td><td>960円</td><td>190円</td></tr><tr><td>その他の室</td><td colspan="2">1 回につき 960円</td></tr></table> （注） 追加料金については、超過時間 1 時間ごとに加算する。		基本料金			追加料金	使用時間	8 時 30 分から 12時まで	12時から17時 まで	17時から22時 まで	1 時間につき	使用料	480円	480円	480円	100円		基本料金	追加料金	使用時間	4 時間まで	1 時間につき	室名			集会室	4,770円	480円	生活改善室	960円	190円	その他の室	1 回につき 960円		(使用料) 第15条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分により使用料を納めなければならない。 2 （略） 別表（第15条関係） （1） 四万十町見付町民館及び四万十町興津町民館の使用料 <table><tr><td></td><td colspan="3">基本料金</td><td>追加料金</td></tr><tr><td>使用時間</td><td>8 時 30 分から 12時まで</td><td>12時から17時 まで</td><td>17時から22時 まで</td><td>1 時間につき</td></tr><tr><td>使用料</td><td>500円</td><td>500円</td><td>500円</td><td>100円</td></tr></table> （2） 四万十町十和隣保館の使用料 <table><tr><td></td><td>基本料金</td><td>追加料金</td></tr><tr><td>使用時間</td><td>4 時間まで</td><td>1 時間につき</td></tr><tr><td>室名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>集会室</td><td>5,000円</td><td>500円</td></tr><tr><td>生活改善室</td><td>1,000円</td><td>200円</td></tr><tr><td>その他の室</td><td colspan="2">1 回につき 1,000円</td></tr></table> （注） 追加料金については、超過時間 1 時間ごとに加算する。		基本料金			追加料金	使用時間	8 時 30 分から 12時まで	12時から17時 まで	17時から22時 まで	1 時間につき	使用料	500円	500円	500円	100円		基本料金	追加料金	使用時間	4 時間まで	1 時間につき	室名			集会室	5,000円	500円	生活改善室	1,000円	200円	その他の室	1 回につき 1,000円	
	基本料金			追加料金																																																															
使用時間	8 時 30 分から 12時まで	12時から17時 まで	17時から22時 まで	1 時間につき																																																															
使用料	480円	480円	480円	100円																																																															
	基本料金	追加料金																																																																	
使用時間	4 時間まで	1 時間につき																																																																	
室名																																																																			
集会室	4,770円	480円																																																																	
生活改善室	960円	190円																																																																	
その他の室	1 回につき 960円																																																																		
	基本料金			追加料金																																																															
使用時間	8 時 30 分から 12時まで	12時から17時 まで	17時から22時 まで	1 時間につき																																																															
使用料	500円	500円	500円	100円																																																															
	基本料金	追加料金																																																																	
使用時間	4 時間まで	1 時間につき																																																																	
室名																																																																			
集会室	5,000円	500円																																																																	
生活改善室	1,000円	200円																																																																	
その他の室	1 回につき 1,000円																																																																		

四万十町町民会館条例

改正後	改正前																								
(使用料) 第7条 町民会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に規定する額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、<u>消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の使用料を納付しなければならない。 別表（第7条関係） 1 基本使用料及び延長使用料 <table><tr><th>施設の区分</th><th>基本使用料（4時間につき）</th><th>延長使用料（1時間につき）</th></tr><tr><td>ホール</td><td><u>1,100</u>円</td><td><u>260</u>円</td></tr><tr><td>談話室</td><td><u>600</u>円</td><td><u>150</u>円</td></tr><tr><td>調理室</td><td><u>1,310</u>円</td><td><u>310</u>円</td></tr></table>	施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）	ホール	<u>1,100</u> 円	<u>260</u> 円	談話室	<u>600</u> 円	<u>150</u> 円	調理室	<u>1,310</u> 円	<u>310</u> 円	(使用料) 第7条 町民会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に規定する額の使用料を納付しなければならない。 別表（第7条関係） 1 基本使用料及び延長使用料 <table><tr><th>施設の区分</th><th>基本使用料（4時間につき）</th><th>延長使用料（1時間につき）</th></tr><tr><td>ホール</td><td><u>1,150</u>円</td><td><u>270</u>円</td></tr><tr><td>談話室</td><td><u>630</u>円</td><td><u>150</u>円</td></tr><tr><td>調理室</td><td><u>1,370</u>円</td><td><u>320</u>円</td></tr></table>	施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）	ホール	<u>1,150</u> 円	<u>270</u> 円	談話室	<u>630</u> 円	<u>150</u> 円	調理室	<u>1,370</u> 円	<u>320</u> 円
施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）																							
ホール	<u>1,100</u> 円	<u>260</u> 円																							
談話室	<u>600</u> 円	<u>150</u> 円																							
調理室	<u>1,310</u> 円	<u>310</u> 円																							
施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）																							
ホール	<u>1,150</u> 円	<u>270</u> 円																							
談話室	<u>630</u> 円	<u>150</u> 円																							
調理室	<u>1,370</u> 円	<u>320</u> 円																							

四万十町手数料条例

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	手数料の名称	単位	金額	適用	区分	手数料の名称	単位	金額	適用
(略)					(略)				
診療所	一般検診	1 通 につき	1,000円		診療所	一般検診	1 通 につき	1,000円	
	健康診断	1 通 につき	3,000円			健康診断	1 通 につき	3,000円	

改正後					改正前				
	調理師、理容師等各種資格取得用診断書の交付	1 通につき	3,000円			調理師、理容師等各種資格取得用診断書の交付	1 通につき	3,000円	
	毒物劇物取扱免許用診断書の交付	1 通につき	3,000円			毒物劇物取扱免許用診断書の交付	1 通につき	3,000円	
	銃砲刀剣所持許可用診断書の交付	1 通につき	3,000円			銃砲刀剣所持許可用診断書の交付	1 通につき	3,000円	
	交通事故診断書の交付	自賠法用	1 通につき	3,000円		交通事故診断書の交付	自賠法用	1 通につき	3,000円
		後遺症用	1 通につき	5,000円			後遺症用	1 通につき	5,000円
		市町村交通災害共済用	1 通につき	2,000円			市町村交通災害共済用	1 通につき	2,000円
		自賠医療費請求明細書料	1 通につき	2,000円			自賠医療費請求明細書料	1 通につき	2,000円
	生命保険（死亡診断）診断書の交付	1 通につき	5,000円			生命保険（死亡診断）診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	生命保険協力（口頭説明など）	1 通につき	5,000円			生命保険協力（口頭説明など）	1 通につき	5,000円	
	生命保険傷病特約に関する診断書の交付	1 通につき	5,000円			生命保険傷病特約に関する診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	厚生年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円			厚生年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	障害年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円			障害年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	恩給用診断書の交付	1 通につき	5,000円			恩給用診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	身体障害者年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円			身体障害者年金用診断書の交付	1 通につき	5,000円	
	身体障害者手帳の交付	1 通につき	2,000円			身体障害者手帳の交付	1 通につき	2,000円	
	死亡診断書の交付	1 通につき	5,000円			死亡診断書の交付	1 通につき	5,000円	

改正後					改正前					
			き					き		
	(ただし、追加 1 枚につき)		1 通につき	1,000円		(ただし、追加 1 枚につき)		1 通につき	1,000円	
	死体検案書の交付	変死の場合	1 通につき	10,000円		死体検案書の交付	変死の場合	1 通につき	10,000円	
		病死の場合	1 通につき	5,000円			病死の場合	1 通につき	5,000円	
	出生証明書の交付		1 通につき	3,000円		出生証明書の交付		1 通につき	3,000円	
	(ただし、追加 1 枚につき)		1 通につき	1,000円		(ただし、追加 1 枚につき)		1 通につき	1,000円	
	死産証明書の交付		1 通につき	3,000円		死産証明書の交付		1 通につき	3,000円	
	死胎検案書の交付		1 通につき	5,000円		死胎検案書の交付		1 通につき	5,000円	
	一般証明書の交付		1 通につき	1,000円		一般証明書の交付		1 通につき	1,000円	
	介護保険の対象となる主治 医意見書	在宅新規	1 件につき	<u>5,400</u> 円		介護保険の対象となる主治 医意見書	在宅新規	1 件につき	<u>5,250</u> 円	
		在宅継続	1 件につき	<u>4,320</u> 円			在宅継続	1 件につき	<u>4,200</u> 円	
		施設新規	1 件につき	<u>4,320</u> 円			施設新規	1 件につき	<u>4,200</u> 円	
		施設継続	1 件につき	<u>3,240</u> 円			施設継続	1 件につき	<u>3,150</u> 円	
その他の証明書の交付		1 通につき	1,000円		その他の証明書の交付		1 通につき	1,000円		
(略)					(略)					

四万十町大正老人福祉センター条例

改正後							改正前						
(使用料)							(使用料)						
第9条 (略)							第9条 (略)						
2 前項の使用料の額は、別表の金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）のとおりとする。							2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。						
3・4 (略)							3・4 (略)						
別表（第9条関係）							別表（第9条関係）						
(略)							(略)						
集会室	3,810円	4,770円	7,620円	5,720円	9,530円	11,430円	集会室	4,000円	5,000円	8,000円	6,000円	10,000円	12,000円
(略)							(略)						
小会議室	1,150円	1,430円	290円	390円	1 基本使用料は、 使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は、 超時間 1 時間ごとに加算する。 3 町外使用者については、規定使用料の 50 % 増とする。	調理教室	1,150円	1,430円	290円	390円	1 基本使用料は、 使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は、 超時間 1 時間ごとに加算する。 3 町外使用者については、規定使用料の 50 % 増とする。		
調理教室	1,150円	1,430円	290円	390円		休養室	580円	720円	150円	190円			
休養室	580円	720円	150円	190円		介護者教室	580円	720円	150円	190円			
介護者教室	580円	720円	150円	190円		食堂	1,430円	1,720円	290円	390円			
食堂	1,430円	1,720円	290円	390円		生活相談室	580円	720円	150円	190円			
(略)							(略)						

四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
（略）			（略）		
利用料金	水道光熱費及び寝具料等の費用	1か月10,290円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額	利用料金	水道光熱費及び寝具料等の費用	1か月10,000円以内で町長の承認を得て指定管理者が定める額
（注）（略）			（注）（略）		

四万十町大正生活支援住宅条例

改正後		改正前	
（利用料金）		（利用料金）	
第10条 第7条に規定する入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）は、次に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入所又は退所する場合は、日割計算による。		第10条 第7条に規定する入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）は、次に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入所又は退所する場合は、日割計算による。	
（1） 入所利用料金 1か月 <u>61,100</u> 円		（1） 入所利用料金 1か月 <u>60,000</u> 円	
（2） ショートステイ 1日 <u>2,050</u> 円		（2） ショートステイ 1日 <u>2,000</u> 円	
2 （略）		2 （略）	

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

改正後		改正前	
（一般廃棄物処理手数料）		（一般廃棄物処理手数料）	
第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定による町が行う一般		第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定による町が行う一般	

改正後	改正前																								
廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、<u>別表第1から別表第4に定める種別ごとの金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（別表第1及び別表第3についてはこの金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額、別表第2及び別表第4についてはこの金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。</u> 2（略） （産業廃棄物の処理及び処分手数料） 第20条 法第11条第2項の規定により、町が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて容易に処分でき、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内の量のもののうち、占有者の申請により町長が認めるものとし、その処分手数料は、<u>別表第1から別表第4に定める種別ごとの金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（別表第1及び別表第3についてはこの金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額、別表第2及び別表第4についてはこの金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。</u>	廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、<u>別表に定めるとおりとする。</u> 2（略） （産業廃棄物の処理及び処分手数料） 第20条 法第11条第2項の規定により、町が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて容易に処分でき、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内の量のもののうち、占有者の申請により町長が認めるものとし、その処分手数料は、<u>別表に定めるとおりとする。</u>																								
別表1（第19、第20条関係）	別表（第19、第20条関係）																								
指定集積所における指定袋・処理券による収集、運搬、処分手数料	廃棄物処理手数料																								
<table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>品目・単位</th><th>手数料 （円）</th></tr><tr><td rowspan="2">普通ごみ</td><td rowspan="2">普通世帯</td><td>町長が指定する大袋1枚につき</td><td>48</td></tr><tr><td>町長が指定する小袋1枚につき</td><td>29</td></tr></table>	種別	区分	品目・単位	手数料 （円）	普通ごみ	普通世帯	町長が指定する大袋1枚につき	48	町長が指定する小袋1枚につき	29	<table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>品目・単位</th><th>収集、 運搬、 処分手 数料</th><th>収集、 運搬手 数料</th><th>処分手 数料</th><th>備考 1 指定袋 による収 集、運搬、 処分手数料</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種別	区分	品目・単位	収集、 運搬、 処分手 数料	収集、 運搬手 数料	処分手 数料	備考 1 指定袋 による収 集、運搬、 処分手数料							
種別	区分	品目・単位	手数料 （円）																						
普通ごみ	普通世帯	町長が指定する大袋1枚につき	48																						
		町長が指定する小袋1枚につき	29																						
種別	区分	品目・単位	収集、 運搬、 処分手 数料	収集、 運搬手 数料	処分手 数料	備考 1 指定袋 による収 集、運搬、 処分手数料																			

粗大ごみ	普通世帯	粗大ごみ処理券（10k g 用）1枚につき	96
普通世帯からの瓶、ガラス、陶器類、紙類、蛍光灯、電池については手数料を徴収しない。			

別表 2（第19、第20条関係）
ごみ処理施設での処分手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
普通ごみ	普通世帯	100 k g 以下の場合10 k g につき	50
		100 k g を超える場合は100 k g を超える10 k g につき	100
普通ごみ	事業活動に伴うもの	10 k g につき	100
粗大ごみ	普通世帯	10 k g につき	100
犬猫等の死体		1 体につき	960
普通世帯からの瓶、ガラス、陶器類、紙類、蛍光灯、電池については手数料を徴収しない。			

別表 3（第19条関係）
し尿処理施設での処分手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
し尿・浄化槽汚泥	普通世帯	100 k g 当たり (計量は10 k g 単位で行う。)	96

別表 4（第19条関係）
廃棄物収集運搬手数料

種別	区分	品目・単位	手数料 (円)
粗大ごみ	普通世帯	高齢者や運転免許及び車両等を所有していない者で処理施設へ直接搬入ができない者に限り、1 回につき	960

			(円)	(円)	(円)	
燃やせるもの	普通世帯	指定袋大 1 袋につき	50			については、指定袋交付のときに徴収するものとする。 2 普通世帯からの瓶、ガラス、陶器類、紙類、蛍光灯、電池については手数料を徴収しない。 3 指定袋に入らないものは粗大ごみ扱いとし、①は、高齢者や運転免許及び車両等を所有していない者で直接搬入ができない者に限る。（別途処分手数料が必要。）②は、集積所に排出するものとし、収集、運搬、処分手数料については、処理券交付のときに徴収
		指定袋小 1 袋につき	30			
		100 k g 以下の排出者、10 k g につき			50	
		100 k g を越える多量排出者、100 k g を越える10 k g につき			100	
燃やせないもの	事業活動に伴うもの	10 k g につき			100	
		指定袋大 1 袋につき	50			
		指定袋小 1 袋につき	30			
		100 k g 以下の排出者、10 k g につき			50	
		100 k g を越える多量排出者、100 k g を越える10 k			100	

特定家電	テレビ	1台につき	3,150
	冷蔵庫及び冷凍庫	2000未満1台につき	2,390
		2000以上1台につき	3,340
	洗濯機及び衣類乾燥機	能力7kg未満1台につき	2,190
		能力7kg以上1台につき	3,150
	エアコン（室外機含む。）	1台につき	3,240
し尿・浄化槽汚泥	汲み取り	1000当たり	770

		gにつき					4 する。 一般廃棄物の排出量及びし尿くみ取り量の単位に満たない端数がある場合、その端数は10kg又は1t単位とする。
	事業活動に伴うもの	10kgにつき				100	
粗大ごみ	普通世帯	① 1回100kgごとに		1,000			
			② 1個につき	100			
特定家庭用器	普通世帯	テレビ	1台		3,300		
		冷蔵庫及び冷凍庫	1台		3,500		
		洗濯機及び衣類乾燥機	1台		3,300		
		エアコン（室外機含む。）	1台		3,400		
し尿	くみ取り	1tにつき		8.0			
	処理施設投入	10tにつき				10	
犬、猫等の死体		1体につき				1,000	

四万十町コンベンションホール条例

改正後	改正前																																										
（使用料） 第 8 条 ホールの使用者は、別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。 2 （略） 別表（第 8 条関係） 使用料 <table><tr><th>時間</th><th>午前</th><th>午後</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>午後～夜間</th><th>全日</th></tr><tr><th>室名</th><td>午前 9 時～正 午</td><td>正 午～午後 5 時</td><td>午前 9 時～午後 5 時</td><td>午後 5 時～午後 10 時</td><td>正 午～午後 10 時</td><td>午前 9 時～午後 10 時</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>円 4,770</td><td>円 5,720</td><td>円 9,530</td><td>円 6,670</td><td>円 11,430</td><td>円 14,290</td></tr></table>	時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～夜間	全日	室名	午前 9 時～正 午	正 午～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	正 午～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	多目的ホール	円 4,770	円 5,720	円 9,530	円 6,670	円 11,430	円 14,290	（使用料） 第 8 条 ホールの使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （略） 別表（第 8 条関係） 使用料 <table><tr><th>時間</th><th>午前</th><th>午後</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>午後～夜間</th><th>全日</th></tr><tr><th>室名</th><td>午前 9 時～正 午</td><td>正 午～午後 5 時</td><td>午前 9 時～午後 5 時</td><td>午後 5 時～午後 10 時</td><td>正 午～午後 10 時</td><td>午前 9 時～午後 10 時</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>円 5,000</td><td>円 6,000</td><td>円 10,000</td><td>円 7,000</td><td>円 12,000</td><td>円 15,000</td></tr></table>	時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～夜間	全日	室名	午前 9 時～正 午	正 午～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	正 午～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	多目的ホール	円 5,000	円 6,000	円 10,000	円 7,000	円 12,000	円 15,000
時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～夜間	全日																																					
室名	午前 9 時～正 午	正 午～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	正 午～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時																																					
多目的ホール	円 4,770	円 5,720	円 9,530	円 6,670	円 11,430	円 14,290																																					
時間	午前	午後	昼間	夜間	午後～夜間	全日																																					
室名	午前 9 時～正 午	正 午～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	正 午～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時																																					
多目的ホール	円 5,000	円 6,000	円 10,000	円 7,000	円 12,000	円 15,000																																					

改正後						改正前					
(略)						(略)					
大会議室	<u>1,430</u>	<u>1,910</u>	<u>390</u>	<u>480</u>	1 基本使用料は 使用時間 4 時間 までの額とする。 2 追加使用料は 超過時間 1 時間 毎に加算する。 3 町外使用者に ついては規定使 用料金の 50% 増 とする。	大会議室	<u>1,500</u>	<u>2,000</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	1 基本使用料は 使用時間 4 時間 までの額とする。 2 追加使用料は 超過時間 1 時間 毎に加算する。 3 町外使用者に ついては規定使 用料金の 50% 増 とする。
農林研修室	<u>1,240</u>	<u>1,530</u>	<u>390</u>	<u>480</u>		農林研修室	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	
小会議室	<u>1,240</u>	<u>1,530</u>	<u>390</u>	<u>480</u>		小会議室	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	
生活文化室	<u>1,240</u>	<u>1,530</u>	<u>390</u>	<u>480</u>		生活文化室	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	
調理実習室	<u>1,240</u>	<u>1,530</u>	<u>390</u>	<u>480</u>		調理実習室	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	
談話室		一か月につき <u>47,620</u> 円以内				談話室		一か月につき <u>50,000</u> 円以内			
(略)						(略)					
多 目 的 ホ ー ル 宴 会 等	人数	使用料	備品を使用する場合につい ては使用料の 10% を加算			多 目 的 ホ ー ル 宴 会 等	人数	使用料	備品を使用する場合につい ては使用料の 10% を加算		
	100 人未満	<u>52,390</u> 円					100 人未満	<u>55,000</u> 円			
	100 人～150 人未満	<u>57,150</u> 円					100 人～150 人未満	<u>60,000</u> 円			
	150 人～200 人未満	<u>61,910</u> 円					150 人～200 人未満	<u>65,000</u> 円			
	200 人～250 人未満	<u>71,430</u> 円					200 人～250 人未満	<u>75,000</u> 円			
	250 人～300 人未満	<u>76,190</u> 円					250 人～300 人未満	<u>80,000</u> 円			
	300 人以上	<u>80,960</u> 円		300 人以上	<u>85,000</u> 円						

四万十町農村環境改善センター条例

改正後							改正前						
(使用料)							(使用料)						
第13条 改善センターの各施設を使用しようとする者は、別表に掲げる <u>区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納入しなければならない。</u>							第13条 改善センターの各施設を使用しようとする者は、別表に掲げる <u>区分により</u> 使用料を納入しなければならない。						
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）						
区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時～正午	正午～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	正午～午後10時	午前9時～午後10時		午前9時～正午	正午～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	正午～午後10時	午前9時～午後10時
多目的ホール	3,310円	5,200円	8,510円	6,000円	11,170円	14,470円	多目的ホール	3,470円	5,460円	8,930円	6,300円	11,720円	15,190円
(略)							(略)						
料理実習室	1,310円	1,510円	310円	400円	1 町外使用者については、規定使用料		料理実習室	1,370円	1,580円	320円	420円	1 町外使用者については、規定使用料	

改正後						改正前					
生活実習室	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>	金の50%増とする。 2 基本使用料金は、使用時間4時間までの額とする。 3 追加使用料金は、超過時間1時間ごとに加算する。	生活実習室	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	金の50%増とする。 2 基本使用料金は、使用時間4時間までの額とする。 3 追加使用料金は、超過時間1時間ごとに加算する。
農事実習室	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>		農事実習室	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	
農事研修室	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>		農事研修室	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	
第1会議室	<u>1,100</u>	<u>1,310</u>	<u>260</u>	<u>400</u>		第1会議室	<u>1,150</u>	<u>1,370</u>	<u>270</u>	<u>420</u>	
第2会議室	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>		第2会議室	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	
第3会議室	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>		第3会議室	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	
和室1	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>200</u>	<u>260</u>		和室1	<u>730</u>	<u>840</u>	<u>210</u>	<u>270</u>	
和室2	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>200</u>	<u>260</u>		和室2	<u>730</u>	<u>840</u>	<u>210</u>	<u>270</u>	
和室3	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>		和室3	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>	
大会議室	<u>1,100</u>	<u>1,310</u>	<u>260</u>	<u>400</u>		大会議室	<u>1,150</u>	<u>1,370</u>	<u>270</u>	<u>420</u>	
テラス、廊下	<u>600</u>	<u>700</u>	150	<u>200</u>	テラス、廊下	<u>630</u>	<u>730</u>	150	<u>210</u>		
(略)						(略)					

四万十町東又地区基幹集落センター条例

改正後	改正前																								
（使用料） 第12条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める<u>金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を町に前納しなければならない。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</u> 別表（第12条関係） 1 基本使用料及び延長使用料 <table><tr><th>施設の区分</th><th>基本使用料（4時間につき）</th><th>延長使用料（1時間につき）</th></tr><tr><td>多目的ホール</td><td><u>1,100円</u></td><td><u>260円</u></td></tr><tr><td>小会議室</td><td><u>600円</u></td><td>150円</td></tr><tr><td>料理実習室</td><td><u>1,310円</u></td><td><u>310円</u></td></tr></table> 備考（略）	施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）	多目的ホール	<u>1,100円</u>	<u>260円</u>	小会議室	<u>600円</u>	150円	料理実習室	<u>1,310円</u>	<u>310円</u>	（使用料） 第12条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を町に前納しなければならない。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。 別表（第12条関係） 1 基本使用料及び延長使用料 <table><tr><th>施設の区分</th><th>基本使用料（4時間につき）</th><th>延長使用料（1時間につき）</th></tr><tr><td>多目的ホール</td><td><u>1,150円</u></td><td><u>270円</u></td></tr><tr><td>小会議室</td><td><u>630円</u></td><td>150円</td></tr><tr><td>料理実習室</td><td><u>1,370円</u></td><td><u>320円</u></td></tr></table> 備考（略）	施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）	多目的ホール	<u>1,150円</u>	<u>270円</u>	小会議室	<u>630円</u>	150円	料理実習室	<u>1,370円</u>	<u>320円</u>
施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）																							
多目的ホール	<u>1,100円</u>	<u>260円</u>																							
小会議室	<u>600円</u>	150円																							
料理実習室	<u>1,310円</u>	<u>310円</u>																							
施設の区分	基本使用料（4時間につき）	延長使用料（1時間につき）																							
多目的ホール	<u>1,150円</u>	<u>270円</u>																							
小会議室	<u>630円</u>	150円																							
料理実習室	<u>1,370円</u>	<u>320円</u>																							

四万十町農業集落排水処理施設条例

改正後	改正前
○四万十町農業集落排水処理施設条例 (使用料の徴収及び期日) 第15条 使用料は、別表第1に定めるところにより<u>算定した金額</u>に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）を使用者から徴収する。 2・3 （略） (分担金) 第18条 使用者分担金の額は、別表第2に<u>定める金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。</u> 別表第1（第15条関係） 使用料 (1) 一般家庭用（1か月当たり）	○四万十町農業集落排水処理施設条例 (使用料の徴収及び期日) 第15条 使用料は、別表第1の定めるところにより使用者から徴収する。 2・3 （略） (分担金) 第18条 使用者分担金の額は、別表第2に<u>定めるところによる。</u> 別表第1（第15条関係） 使用料 (1) 一般家庭用（1か月当たり）

改正後				改正前					
	区分		使用料の額			区分		使用料の額	
	世帯平等割額		一世帯につき 1,720円			世帯平等割額		一世帯につき 1,800円	
	利用者均等割額		一人につき 290円			利用者均等割額		一人につき 300円	
※利用者の人数は、当該月の末日現在の住民基本台帳登録人数とする。				※利用者の人数は、当該月の末日現在の住民基本台帳登録人数とする。					
(2) 業務用（四万十町簡易水道使用量による。）				(2) 業務用（四万十町簡易水道使用量による。）					
		使用料の月額		摘要範囲			使用料の月額		摘要範囲
基本料		超過料金			基本料		超過料金		
20まで 2,480円		1につき 130円			20まで 2,600円		1につき 130円		
		業務用					業務用		
別表第2（第18条関係）				別表第2（第18条関係）					
分担金				分担金					
区分		排水設備1個につき		区分		排水設備1個につき			
受益者分担金		76,190円		受益者分担金		80,000円			

四万十町志和漁港条例

改正後	改正前
（使用料等） 第13条 第10条の規定による使用の届出をした者又は第11条の規定による占用の許可を受けた者は、 <u>別表に掲げる使用料に、消費税</u>	（使用料等） 第13条 第10条の規定による使用の届出をした者又は第11条の規定による占用の許可を受けた者は、 <u>別表に掲げる使用料又は占用料</u>

改正後					改正前										
<u>法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）又は別表に掲げる占用料（以下「使用料等」という。）を町に納付しなければならない。</u>					(以下「使用料等」という。)を町に納付しなければならない。										
別表（第13条関係）					別表（第13条関係）										
1 漁港施設の使用料					1 漁港施設の使用料										
漁港施設名	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料		漁港施設名	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料							
			基準	金額				基準	金額						
			係留施設（岸壁 棧橋及び物揚場）	船舶の係留				1隻の総トン数5 t まで	24時間	円 30	係留施設（岸壁 棧橋及び物揚場）	船舶の係留	1隻の総トン数5 t まで	24時間	円 30
								1隻の総トン数5 t を 超え20 t まで	24時間	80			1隻の総トン数5 t を 超え20 t まで	24時間	80
1隻の総トン数20 t を 超え50 t まで	24時間	<u>240</u>			1隻の総トン数20 t を 超え50 t まで	24時間	<u>250</u>								
2 漁港施設の占用料（略）					2 漁港施設の占用料（略）										

四万十町地場産業振興センター条例

改正後					改正前				
(利用料金)					(利用料金)				
第11条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。					第11条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。				
2・3 (略)					2・3 (略)				
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）				
1 農林水産物直売、食材提供施設の利用料金の上限					1 農林水産物直売、食材提供施設の利用料金の上限				
区分	単位	基本利用料金		摘要	区分	単位	基本利用料金		摘要
		平日	土・日・休日				平日	土・日・休日	
味覚コーナー	1区画	1,910円	2,860円	おおむね3m×2mの区画	味覚コーナー	1区画	2,000円	3,000円	おおむね3m×2mの区画
イベント広場	1区画	1,910円	2,860円	おおむね3m×2mの区画	イベント広場	1区画	2,000円	3,000円	おおむね3m×2mの区画

改正後					改正前				
連絡通路	1 区画	<u>1,910</u> 円	<u>2,860</u> 円	おおむね 3 m × 2 m の区画	連絡通路	1 区画	<u>2,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	おおむね 3 m × 2 m の区画
体験実習室	1 室	<u>2,390</u> 円	<u>3,340</u> 円		体験実習室	1 室	<u>2,500</u> 円	<u>3,500</u> 円	
備考（略）					備考（略）				
2 地域食材加工施設の利用料金の上限					2 地域食材加工施設の利用料金の上限				
区分	基本利用料金				区分	基本利用料金			
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)
共同加工室	<u>1,910</u> 円	<u>2,390</u> 円	<u>1,910</u> 円	<u>4,770</u> 円	共同加工室	<u>2,000</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>5,000</u> 円
備考（略）					備考（略）				

四万十町湯の里ふれあいの家条例

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）
第 7 条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税	第 7 条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。

改正後					改正前				
<u>法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。</u>									
2・3（略）					2・3（略）				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
1 入浴料					1 入浴料				
(略)					(略)				
浴場		1 人	<u>480</u> 円	午前10時30分から午後 9 時まで	浴場		1 人	<u>500</u> 円	午前10時30分から午後 9 時まで
(略)					(略)				
家族風呂		1 時間	<u>1,910</u> 円	午前10時30分から午後 9 時まで	家族風呂		1 時間	<u>2,000</u> 円	午前10時30分から午後 9 時まで
2 研修室等の利用料金					2 研修室等の利用料金				
(略)					(略)				
本館	ふれあい室	無料			本館	ふれあい室	無料		
	茶 室 （ 清 古 庵）	<u>2,390</u> 円	<u>960</u> 円	1 時間につき <u>390</u> 円		茶 室 （ 清 古 庵）	<u>2,500</u> 円	<u>1,000</u> 円	1 時間につき <u>400</u> 円
	茶 室 （ 一 壺 亭）	<u>2,390</u> 円	<u>960</u> 円			茶 室 （ 一 壺 亭）	<u>2,500</u> 円	<u>1,000</u> 円	
	大会議室	<u>2,860</u> 円	<u>1,430</u> 円			大会議室	<u>3,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	

改正後				
ホテル	大広間（１）	<u>2,860</u> 円	<u>1,430</u> 円	
	大広間（２）	<u>2,860</u> 円	<u>1,430</u> 円	
	大広間（３）	<u>2,860</u> 円	<u>1,430</u> 円	
滞在施設	体験室	<u>1,910</u> 円	<u>960</u> 円	1時間につき <u>190</u> 円
	和室８畳	<u>1,910</u> 円	<u>960</u> 円	
備考（略）				
3 宿泊料の上限				
(略)				
ホテル	和室（８畳）	<u>9,530</u> 円	小学生以下は、宿泊料金の30パーセントに相当する額を減額するものとし、幼児（３歳未満）は無料（寝具利用の場合は有料）とする。	
	和室（10畳）	<u>10,480</u> 円		
	特別室（和室）	<u>13,340</u> 円		
	特別室（洋室）	<u>13,340</u> 円		
	大広間	<u>7,620</u> 円		
滞在施設	和室８畳	<u>4,770</u> 円		

改正前				
ホテル	大広間（１）	<u>3,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	
	大広間（２）	<u>3,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	
	大広間（３）	<u>3,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	
滞在施設	体験室	<u>2,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	1時間につき <u>200</u> 円
	和室８畳	<u>2,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	
備考（略）				
3 宿泊料の上限				
(略)				
ホテル	和室（８畳）	<u>10,000</u> 円	小学生以下は、宿泊料金の30パーセントに相当する額を減額するものとし、幼児（３歳未満）は無料（寝具利用の場合は有料）とする。	
	和室（10畳）	<u>11,000</u> 円		
	特別室（和室）	<u>14,000</u> 円		
	特別室（洋室）	<u>14,000</u> 円		
	大広間	<u>8,000</u> 円		
滞在施設	和室８畳	<u>5,000</u> 円		

四万十町オートキャンプ場条例

改正後	改正前
(利用料の納付)	(利用料の納付)

改正後					改正前				
第 7 条 利用者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料を指定管理者に納付しなければならない。					第 7 条 利用者は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料を指定管理者に納付しなければならない。				
別表（第 7 条関係）					別表（第 7 条関係）				
施設名	区分	単位	利用料	備考	施設名	区分	単位	利用料	備考
オートキャンプ場	Aサイト	1 区画 1 回	<u>4,290</u> 円	電源設備あり	オートキャンプ場	Aサイト	1 区画 1 回	<u>4,500</u> 円	電源設備あり
	Bサイト	1 区画 1 回	<u>3,810</u> 円	電源設備なし		Bサイト	1 区画 1 回	<u>4,000</u> 円	電源設備なし
	広場サイト	1 区画 1 回	<u>2,860</u> 円			広場サイト	1 区画 1 回	<u>3,000</u> 円	
	サイト一時使用	1 区画 1 回	<u>1,910</u> 円	デイキャンプ等		サイト一時使用	1 区画 1 回	<u>2,000</u> 円	デイキャンプ等
	附属備品、消耗品		実費を基準として町長が定める			附属備品、消耗品		実費を基準として町長が定める	

改正後					改正前				
	品等		額			品等		額	
宿泊施設 (別荘タイプ)	ケビン	1棟1回	14,290円	1棟4人まで	宿泊施設 (別荘タイプ)	ケビン	1棟1回	15,000円	1棟4人まで
			1,910円	追加料金1人につき				2,000円	追加料金1人につき
調理施設	調理場	1棟8時間	1,910円	利用時間が1／2以下の場合 は、料金を1／2とする。	調理施設	調理場	1棟8時間	2,000円	利用時間が1／2以下の場合 は、料金を1／2とする。

四万十町轟公園等条例

改正後	改正前
(使用料の額) 第6条 使用料は、別表に定める<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、</u>使用者から徴収する。	(使用料の額) 第6条 使用料は、別表に定めるところにより、使用者から徴収する。

改正後					改正前				
2（略）					2（略）				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
施設名	区分	単位	使用料	備考	施設名	区分	単位	使用料	備考
轟公園	大人	1人1泊	480円		轟公園	大人	1人1泊	500円	
	小中学校児童生徒	1人1泊	190円			小中学校児童生徒	1人1泊	200円	
	就学前幼児	無料				就学前幼児	無料		
轟公園屋外ホール		1時間	290円	使用時間は、午後10時までとする。	轟公園屋外ホール		1時間	300円	使用時間は、午後10時までとする。

四万十町興津青少年旅行村条例

改正後		改正前	
(利用料金)		(利用料金)	
第8条 指定管理者は、別表第2に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内であらか		第8条 指定管理者は、別表第2に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。	

改正後				改正前			
じめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。							
2・3（略）				2・3（略）			
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）			
1 宿泊（1泊につき）				1 宿泊（1泊につき）			
区分		高校生以上	中学生以下	区分		高校生以上	中学生以下
海の家	大広間	2,000円	1,620円	海の家	大広間	2,100円	1,700円
	個室	12,390円			個室	13,000円	
中央管理棟		2,390円	1,910円	中央管理棟		2,500円	2,000円
ログハウス		4人まで12,390円		ログハウス		4人まで13,000円	
		1人				1人	
		1室（定員4人）				1室（定員4人）	
		1棟（1人増すごとに1,910円増）				1棟（1人増すごとに2,000円増）	
備考 未就学児は無料とする。				備考 未就学児は無料とする。			
2 休憩（3時間以内）				2 休憩（3時間以内）			
区分		高校生以上	中学生以下	区分		高校生以上	中学生以下
海の家 大広間		580円	390円	海の家 大広間		600円	400円
中央管理棟		580円	390円	中央管理棟		600円	400円
ログハウス		3,050円		ログハウス		3,200円	
		1人				1人	
		1棟				1棟	

改正後	改正前																								
備考（略）	備考（略）																								
3 貸与料	3 貸与料																								
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>単位</th></tr><tr><td>テント</td><td><u>3,810</u>円</td><td>1 張り</td></tr><tr><td>飯ごう</td><td><u>190</u>円</td><td>1 個</td></tr><tr><td>電灯</td><td><u>290</u>円</td><td>1 個</td></tr></table>	区分	金額	単位	テント	<u>3,810</u> 円	1 張り	飯ごう	<u>190</u> 円	1 個	電灯	<u>290</u> 円	1 個	<table><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>単位</th></tr><tr><td>テント</td><td><u>4,000</u>円</td><td>1 張り</td></tr><tr><td>飯ごう</td><td><u>200</u>円</td><td>1 個</td></tr><tr><td>電灯</td><td><u>300</u>円</td><td>1 個</td></tr></table>	区分	金額	単位	テント	<u>4,000</u> 円	1 張り	飯ごう	<u>200</u> 円	1 個	電灯	<u>300</u> 円	1 個
区分	金額	単位																							
テント	<u>3,810</u> 円	1 張り																							
飯ごう	<u>190</u> 円	1 個																							
電灯	<u>290</u> 円	1 個																							
区分	金額	単位																							
テント	<u>4,000</u> 円	1 張り																							
飯ごう	<u>200</u> 円	1 個																							
電灯	<u>300</u> 円	1 個																							
4 持込料金	4 持込料金																								
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>単位</th></tr><tr><td>テント</td><td><u>1,910</u>円</td><td>1 区画</td></tr></table>	区分	金額	単位	テント	<u>1,910</u> 円	1 区画	<table><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>単位</th></tr><tr><td>テント</td><td><u>2,000</u>円</td><td>1 区画</td></tr></table>	区分	金額	単位	テント	<u>2,000</u> 円	1 区画												
区分	金額	単位																							
テント	<u>1,910</u> 円	1 区画																							
区分	金額	単位																							
テント	<u>2,000</u> 円	1 区画																							
備考 1 区画の横幅が 7 m を超える場合は <u>960</u> 円増	備考 1 区画の横幅が 7 m を超える場合は <u>1,000</u> 円増																								
5 （略）	5 （略）																								

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例

改正後	改正前
（利用料金の納付）	（利用料金の納付）
第 7 条 利用者は、別表に定める利用料金に、 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額</u>	第 7 条 利用者は、別表に定める利用料金の範囲内において、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

改正後					改正前										
<u>（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内において、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u>															
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）										
利用料金の上限					利用料金の上限										
施設名	附属する設備又は備品等			利用単位	利用料金（円）			施設名	附属する設備又は備品等			利用単位	利用料金（円）		
三島キャンプ場	バンガロー			1回	<u>3,000</u>			三島キャンプ場	バンガロー			1回	<u>3,150</u>		
				（24時間以内3人まで）											
				追加料金	<u>1,000</u>							追加料金	<u>1,050</u>		
				（1人増すごとに）	（小学生以下 <u>500</u> ）							（1人増すごとに）	（小学生以下 <u>520</u> ）		
ふるさと交流センター	カヌー			1回（4時間以内）	<u>2,000</u>			ふるさと交流センター	カヌー			1回（4時間以内）	<u>2,100</u>		
	ボート	4人乗り		1回（4時間以内）	<u>4,000</u>				ボート	4人乗り		1回（4時間以内）	<u>4,200</u>		
		6人乗り		1回（4時間以内）	<u>5,000</u>					6人乗り		1回（4時間以内）	<u>5,250</u>		
	自転車			1回（2時間以内）	<u>300</u>				自転車			1回（2時間以内）	<u>310</u>		
				追加料金	100							追加料金	100		
				（2時間を超え1時								（2時間を超え1時			

改正後				改正前			
		間ごとに)				間ごとに)	
	キャンプサイト	1泊1人	480 (小中学校児童生徒 190) 就学前幼児 無料		キャンプサイト	1泊1人	500 (小中学校児童生徒 200) 就学前幼児 無料
	交流室	1か月	12,760		交流室	1か月	13,390
ライダーズ イン四万十	宿泊棟	1泊1室	1人 3,000 2人 5,000 3人 6,000 4人 8,000	ライダーズ イン四万十	宿泊棟	1泊1室	1人 3,150 2人 5,250 3人 6,300 4人 8,400
	ベッド	1床	190		ベッド	1床	200
	布団	一式	480		布団	一式	500
	寝袋	1袋	100		寝袋	1袋	100
	洗濯機	1回	190		洗濯機	1回	200
	乾燥機	1回	100		乾燥機	1回	100

四万十町法定外公共物管理条例

改正後	改正前
(占用料等) 第7条 町長は、第4条第1項第1号の許可を受けた者から別表に定める占用料を徴収し、同項第3号の許可を受けた者から別表に定める採取料に、消費税法（昭和63年法	(占用料等) 第7条 町長は、第4条第1項第1号の許可を受けた者から別表に定める占用料を徴収し、同項第3号の許可を受けた者から別表に定める採取料を徴収する。

改正後	改正前																																																								
<u>律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を徴収する。</u> 2～4 （略） 別表（第7条関係） 1 （略） 2 採取料 <table><tr><th>種別</th><th>計算単位</th><th>計算単位当たりの採取料</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td>特殊石</td><td>1 m²</td><td><u>2860</u>円</td><td></td></tr><tr><td>庭石</td><td>1 m²</td><td><u>2860</u>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td>雑木</td><td>層積 1 m²</td><td><u>190</u>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>	種別	計算単位	計算単位当たりの採取料	摘要	（略）				特殊石	1 m ²	<u>2860</u> 円		庭石	1 m ²	<u>2860</u> 円		（略）				雑木	層積 1 m ²	<u>190</u> 円		（略）				2～4 （略） 別表（第7条関係） 1 （略） 2 採取料 <table><tr><th>種別</th><th>計算単位</th><th>計算単位当たりの採取料</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td>特殊石</td><td>1 m²</td><td><u>3000</u>円</td><td></td></tr><tr><td>庭石</td><td>1 m²</td><td><u>3000</u>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td>雑木</td><td>層積 1 m²</td><td><u>200</u>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>	種別	計算単位	計算単位当たりの採取料	摘要	（略）				特殊石	1 m ²	<u>3000</u> 円		庭石	1 m ²	<u>3000</u> 円		（略）				雑木	層積 1 m ²	<u>200</u> 円		（略）			
種別	計算単位	計算単位当たりの採取料	摘要																																																						
（略）																																																									
特殊石	1 m ²	<u>2860</u> 円																																																							
庭石	1 m ²	<u>2860</u> 円																																																							
（略）																																																									
雑木	層積 1 m ²	<u>190</u> 円																																																							
（略）																																																									
種別	計算単位	計算単位当たりの採取料	摘要																																																						
（略）																																																									
特殊石	1 m ²	<u>3000</u> 円																																																							
庭石	1 m ²	<u>3000</u> 円																																																							
（略）																																																									
雑木	層積 1 m ²	<u>200</u> 円																																																							
（略）																																																									

四万十町公共下水道条例

改正後	改正前
○四万十町公共下水道条例 （使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」と	○四万十町公共下水道条例 （使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

改正後	改正前																																		
いう。)と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。 2 （略） 別表（第17条関係） <table><tr><th>区分</th><th>使用者が排除した汚水の量</th><th>使用料</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>10m³以下</td><td>960円</td></tr><tr><td rowspan="5">超過料金（1 m³につき）</td><td>10m³を超え20m³以下</td><td>110円</td></tr><tr><td>20m³を超え30m³以下</td><td>120円</td></tr><tr><td>30m³を超え50m³以下</td><td>130円</td></tr><tr><td>50m³を超え100m³以下</td><td>140円</td></tr><tr><td>100m³を超えるもの</td><td>150円</td></tr></table>	区分	使用者が排除した汚水の量	使用料	基本料金	10m ³ 以下	960円	超過料金（1 m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ 以下	110円	20m ³ を超え30m ³ 以下	120円	30m ³ を超え50m ³ 以下	130円	50m ³ を超え100m ³ 以下	140円	100m ³ を超えるもの	150円	2 （略） 別表（第17条関係） <table><tr><th>区分</th><th>使用者が排除した汚水の量</th><th>使用料</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>10m³以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="5">超過料金（1 m³につき）</td><td>10m³を超え20m³以下</td><td>110円</td></tr><tr><td>20m³を超え30m³以下</td><td>120円</td></tr><tr><td>30m³を超え50m³以下</td><td>130円</td></tr><tr><td>50m³を超え100m³以下</td><td>140円</td></tr><tr><td>100m³を超えるもの</td><td>150円</td></tr></table>	区分	使用者が排除した汚水の量	使用料	基本料金	10m ³ 以下	1,000円	超過料金（1 m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ 以下	110円	20m ³ を超え30m ³ 以下	120円	30m ³ を超え50m ³ 以下	130円	50m ³ を超え100m ³ 以下	140円	100m ³ を超えるもの	150円
区分	使用者が排除した汚水の量	使用料																																	
基本料金	10m ³ 以下	960円																																	
超過料金（1 m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ 以下	110円																																	
	20m ³ を超え30m ³ 以下	120円																																	
	30m ³ を超え50m ³ 以下	130円																																	
	50m ³ を超え100m ³ 以下	140円																																	
	100m ³ を超えるもの	150円																																	
区分	使用者が排除した汚水の量	使用料																																	
基本料金	10m ³ 以下	1,000円																																	
超過料金（1 m ³ につき）	10m ³ を超え20m ³ 以下	110円																																	
	20m ³ を超え30m ³ 以下	120円																																	
	30m ³ を超え50m ³ 以下	130円																																	
	50m ³ を超え100m ³ 以下	140円																																	
	100m ³ を超えるもの	150円																																	

四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例

改正後	改正前
○四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、家屋1戸につき、<u>47,620円</u>に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規程する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規程する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。	○四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、家屋1戸につき、<u>5万円</u>とする。

四万十町立学校その他の教育施設使用料等徴収条例

改正後				改正前			
(使用料)				(使用料)			
第2条 施設を使用させるときは、別表の区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を徴収するものとする。				第2条 施設を使用させるときは、別表の使用料を徴収するものとする。			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
窪川地区				窪川地区			
施設名	区分	一般	登録団体	施設名	区分	一般	登録団体
教室	1時間につき	<u>310</u> 円	<u>200</u> 円	教室	1時間につき	<u>320</u> 円	<u>210</u> 円
屋内体育施設	1時間につき	<u>510</u> 円	<u>310</u> 円	屋内体育施設	1時間につき	<u>530</u> 円	<u>320</u> 円
備考（略）				備考（略）			
大正地区				大正地区			
学校名	使用料（1時間につき）			学校名	使用料（1時間につき）		
	校庭照明灯	屋内運動場照明灯			校庭照明灯	屋内運動場照明灯	
田野々小		<u>580</u> 円		田野々小		<u>600</u> 円	
大正中	<u>580</u> 円	<u>960</u> 円		大正中	<u>600</u> 円	<u>1,000</u> 円	
大奈路小	<u>480</u> 円	<u>190</u> 円		大奈路小・中	<u>500</u> 円	<u>200</u> 円	
北ノ川小・中	<u>480</u> 円	<u>190</u> 円		北ノ川小・中	<u>500</u> 円	<u>200</u> 円	
旧下津井小	<u>290</u> 円	<u>190</u> 円		下津井小	<u>300</u> 円	<u>200</u> 円	
旧中津川小	<u>290</u> 円	100円		打井川小	<u>300</u> 円	<u>200</u> 円	
				中津川小	<u>300</u> 円	100円	
備考（略）				備考（略）			

改正後			改正前		
十和地区			十和地区		
(略)			(略)		
校庭	午前 9 時～午後 5 時		校庭	午前 9 時～午後 5 時	
	午後 7 時～午後10時	1, 510円		午後 7 時～午後10時	1, 580円
	(午後 5 時～午後10時)	2, 510円		(午後 5 時～午後10時)	2, 630円
屋内運動場	午前 9 時～午後 5 時	510円	屋内運動場	午前 9 時～午後 5 時	530円
	午後 7 時～午後10時	1, 000円		午後 7 時～午後10時	1, 050円
	(午後 5 時～午後10時)	1, 670円		(午後 5 時～午後10時)	1, 750円
備考			備考		
1 昼間において屋内運動場を使用し、かつ、照明を使用するときは、1 時間につき310円を加算する。			1 昼間において屋内運動場を使用し、かつ、照明を使用するときは、1 時間につき320円を加算する。		
2 () 内については、学校休業日とする。			2 () 内については、学校休業日とする。		
(略)			(略)		
屋内運動場	区分	料金	屋内運動場	区分	料金
	午前 7 時～午後10時 (4 時間まで)	6, 000円		午前 7 時～午後10時 (4 時間まで)	6, 300円
	上を 1 時間超えるごとに	1, 000円		上を 1 時間超えるごとに	1, 050円

四万十町立公民館条例

改正後		改正前	
(使用料)		(使用料)	
第5条 公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り		第5条 公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。	

改正後			改正前		
<u>捨てた金額</u> の使用料を前納しなければならない。					
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
1 四万十町立大正公民館			1 四万十町立大正公民館		
時間 室名	9：00から17：00まで	17：00から22：00まで	時間 室名	9：00から17：00まで	17：00から22：00まで
大ホール	<u>3,910円</u>	<u>2,670円</u>	大ホール	<u>4,100円</u>	<u>2,800円</u>
会議室	<u>1,910円</u>	<u>1,530円</u>	会議室	<u>2,000円</u>	<u>1,600円</u>
和室	<u>1,910円</u>	<u>1,530円</u>	和室	<u>2,000円</u>	<u>1,600円</u>
講座室	<u>1,910円</u>	<u>1,530円</u>	講座室	<u>2,000円</u>	<u>1,600円</u>
調理実習室	<u>1,910円</u>	<u>1,530円</u>	調理実習室	<u>2,000円</u>	<u>1,600円</u>
結婚式	会議室、和室 10,000円 大ホールと調理室を併用の場合 <u>20,000円</u>		結婚式	会議室、和室 10,500円 大ホールと調理室を併用の場合 <u>21,000円</u>	
備考	1 使用時間が2分の1以下の場合は、料金を2分の1とする。 2 冷暖房を使用した場合は、下記料金を加算した額とする。 9：00から17：00まで <u>1,530円</u> 17：00から22：00まで <u>860円</u> 3 入場料及び会費類を徴収する場合は規定する使用料のほか、30割以内の額を加算した額とする。		備考	1 使用時間が2分の1以下の場合は、料金を2分の1とする。 2 冷暖房を使用した場合は、下記料金を加算した額とする。 9：00から17：00まで <u>1,600円</u> 17：00から22：00まで <u>900円</u> 3 入場料及び会費類を徴収する場合は規定する使用料のほか、30割以内の額を加算した額とする。	
2 四万十町立十和公民館			2 四万十町立十和公民館		
使用料金 室名	基本料金 4時間まで	追加料金 4時間を超える1時間ごとに	使用料金 室名	基本料金 4時間まで	追加料金 4時間を超える1時間ごとに
講堂	<u>3,000円</u>	<u>190円</u>	講堂	<u>3,150円</u>	<u>200円</u>
調理室	<u>1,000円</u>	<u>190円</u>	調理室	<u>1,050円</u>	<u>200円</u>
その他の室	1回につき <u>960円</u>		その他の室	1回につき <u>1,000円</u>	

四万十町教育集会所条例

改正後	改正前																																																																								
(使用料) 第8条 教育委員会が直接使用する場合及び設置地区住民が使用する場合を除き、別表に定める<u>区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を使用者から徴収する。</u> 別表（第8条関係） 1 土場集会所 （1） 一般の使用 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>会議室</td><td>960円</td><td>960円</td><td>580円</td></tr><tr><td>和室</td><td>960円</td><td>960円</td><td>580円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>1,240円</td><td>1,240円</td><td>770円</td></tr><tr><td>大会議室</td><td>2,480円</td><td>2,480円</td><td>1,530円</td></tr></table> （2） 営利を目的としたもの及び物品販売のための使用 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 2 八木集会所 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>普通使用</td><td>3,000円</td><td>190円</td><td>190円</td></tr><tr><td>営利目的使用</td><td>4,000円</td><td>240円</td><td>190円</td></tr></table>	(略)				会議室	960円	960円	580円	和室	960円	960円	580円	調理室	1,240円	1,240円	770円	大会議室	2,480円	2,480円	1,530円	(略)				(略)				普通使用	3,000円	190円	190円	営利目的使用	4,000円	240円	190円	(使用料) 第8条 教育委員会が直接使用する場合及び設置地区住民が使用する場合を除き、別表に定めるところにより使用者から使用料を徴収する。 別表（第8条関係） 1 土場集会所 （1） 一般の使用 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>会議室</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>600円</td></tr><tr><td>和室</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>600円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>1,300円</td><td>1,300円</td><td>800円</td></tr><tr><td>大会議室</td><td>2,600円</td><td>2,600円</td><td>1,600円</td></tr></table> （2） 営利を目的としたもの及び物品販売のための使用 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 2 八木集会所 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>普通使用</td><td>3,150円</td><td>200円</td><td>200円</td></tr><tr><td>営利目的使用</td><td>4,200円</td><td>250円</td><td>200円</td></tr></table>	(略)				会議室	1,000円	1,000円	600円	和室	1,000円	1,000円	600円	調理室	1,300円	1,300円	800円	大会議室	2,600円	2,600円	1,600円	(略)				(略)				普通使用	3,150円	200円	200円	営利目的使用	4,200円	250円	200円
(略)																																																																									
会議室	960円	960円	580円																																																																						
和室	960円	960円	580円																																																																						
調理室	1,240円	1,240円	770円																																																																						
大会議室	2,480円	2,480円	1,530円																																																																						
(略)																																																																									
(略)																																																																									
普通使用	3,000円	190円	190円																																																																						
営利目的使用	4,000円	240円	190円																																																																						
(略)																																																																									
会議室	1,000円	1,000円	600円																																																																						
和室	1,000円	1,000円	600円																																																																						
調理室	1,300円	1,300円	800円																																																																						
大会議室	2,600円	2,600円	1,600円																																																																						
(略)																																																																									
(略)																																																																									
普通使用	3,150円	200円	200円																																																																						
営利目的使用	4,200円	250円	200円																																																																						

四万十町窪川勤労者体育センター条例

改正後	改正前																
(使用料) 第7条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに、別表に定める金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納めなければならない。 別表（第7条関係） <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>一般</th><th>登録団体</th></tr><tr><td>四万十町窪川勤労者体育センター</td><td>1 時間 につき</td><td>510円</td><td>310円</td></tr></table> 備考 （略）	施設名	区分	一般	登録団体	四万十町窪川勤労者体育センター	1 時間 につき	510円	310円	(使用料) 第7条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を納めなければならない。 別表（第7条関係） <table><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>一般</th><th>登録団体</th></tr><tr><td>四万十町窪川勤労者体育センター</td><td>1 時間 につき</td><td>530円</td><td>320円</td></tr></table> 備考 （略）	施設名	区分	一般	登録団体	四万十町窪川勤労者体育センター	1 時間 につき	530円	320円
施設名	区分	一般	登録団体														
四万十町窪川勤労者体育センター	1 時間 につき	510円	310円														
施設名	区分	一般	登録団体														
四万十町窪川勤労者体育センター	1 時間 につき	530円	320円														

四万十町立美術館条例

改正後	改正前
(観覧料の徴収) 第9条 町長は、美術館が展示する美術品等を観覧する者（以下「観覧者」という。）から、別表第1に規定する額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の観覧料を徴収する。ただし、規則で定める者については、この限りでない。	(観覧料の徴収) 第9条 町長は、美術館が展示する美術品等を観覧する者（以下「観覧者」という。）から、別表第1に規定する観覧料を徴収する。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

改正後	改正前																																																																																		
(使用料の納付) 第13条 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に規定する額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を町に納付しなければならない。 別表第1（第9条関係） 1 観覧料 <table><tr><th rowspan="2">観覧者の区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">観覧料</th><th rowspan="2">特別の展示の場合</th></tr><tr><th>通常の場合</th><th>20人以上の団体の場合</th></tr><tr><td>15歳以上の者（高校生を除く。）</td><td>1人1回</td><td>190円</td><td>100円</td><td>1,910円以内で町長が定める額</td></tr><tr><td>高校生</td><td>1人1回</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> 別表第2（第13条関係） 2 使用料 <table><tr><th colspan="3">普通使用料</th><th colspan="3">特別使用料（冷暖房を含む。）</th></tr><tr><td>10時から正午まで</td><td>正午から18時まで</td><td>10時から18時まで</td><td>10時から正午まで</td><td>正午から18時まで</td><td>10時から18時まで</td></tr><tr><td>580円</td><td>1,530円</td><td>1,910円</td><td>1,150円</td><td>3,050円</td><td>3,810円</td></tr><tr><td colspan="3">時間外使用料 1時間につき290円</td><td colspan="3">時間外使用料 1時間につき580円</td></tr></table> 備考（略）	観覧者の区分	単位	観覧料		特別の展示の場合	通常の場合	20人以上の団体の場合	15歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回	190円	100円	1,910円以内で町長が定める額	高校生	1人1回	—	—		普通使用料			特別使用料（冷暖房を含む。）			10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	580円	1,530円	1,910円	1,150円	3,050円	3,810円	時間外使用料 1時間につき290円			時間外使用料 1時間につき580円			(使用料の納付) 第13条 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に規定する使用料を町に納付しなければならない。 別表第1（第9条関係） 1 観覧料 <table><tr><th rowspan="2">観覧者の区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">観覧料</th><th rowspan="2">特別の展示の場合</th></tr><tr><th>通常の場合</th><th>20人以上の団体の場合</th></tr><tr><td>15歳以上の者（高校生を除く。）</td><td>1人1回</td><td>200円</td><td>100円</td><td>2,000円以内で町長が定める額</td></tr><tr><td>高校生</td><td>1人1回</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> 別表第2（第13条関係） 2 使用料 <table><tr><th colspan="3">普通使用料</th><th colspan="3">特別使用料（冷暖房を含む。）</th></tr><tr><td>10時から正午まで</td><td>正午から18時まで</td><td>10時から18時まで</td><td>10時から正午まで</td><td>正午から18時まで</td><td>10時から18時まで</td></tr><tr><td>600円</td><td>1,600円</td><td>2,000円</td><td>1,200円</td><td>3,200円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td colspan="3">時間外使用料 1時間につき300円</td><td colspan="3">時間外使用料 1時間につき600円</td></tr></table> 備考（略）	観覧者の区分	単位	観覧料		特別の展示の場合	通常の場合	20人以上の団体の場合	15歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回	200円	100円	2,000円以内で町長が定める額	高校生	1人1回	—	—		普通使用料			特別使用料（冷暖房を含む。）			10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	600円	1,600円	2,000円	1,200円	3,200円	4,000円	時間外使用料 1時間につき300円			時間外使用料 1時間につき600円		
観覧者の区分			単位	観覧料		特別の展示の場合																																																																													
	通常の場合	20人以上の団体の場合																																																																																	
15歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回	190円	100円	1,910円以内で町長が定める額																																																																															
高校生	1人1回	—	—																																																																																
普通使用料			特別使用料（冷暖房を含む。）																																																																																
10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで																																																																														
580円	1,530円	1,910円	1,150円	3,050円	3,810円																																																																														
時間外使用料 1時間につき290円			時間外使用料 1時間につき580円																																																																																
観覧者の区分	単位	観覧料		特別の展示の場合																																																																															
		通常の場合	20人以上の団体の場合																																																																																
15歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回	200円	100円	2,000円以内で町長が定める額																																																																															
高校生	1人1回	—	—																																																																																
普通使用料			特別使用料（冷暖房を含む。）																																																																																
10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで	10時から正午まで	正午から18時まで	10時から18時まで																																																																														
600円	1,600円	2,000円	1,200円	3,200円	4,000円																																																																														
時間外使用料 1時間につき300円			時間外使用料 1時間につき600円																																																																																

四万十町民俗資料館条例

改正後	改正前
(入場料) 第7条 資料館の資料等を観覧する者（以下「入場者」という。）は、別表に定める<u>区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の入場料を納めなければならない。ただし、身体障害者手帳又は老人手帳を所持する場合及び就学前の幼児並びに町内小中学校の児童又は生徒で監督者の引率する場合その他特に町長が認める場合は、この限りでない。	(入場料) 第7条 資料館の資料等を観覧する者（以下「入場者」という。）は、別表に定める入場料を納めなければならない。ただし、身体障害者手帳又は老人手帳を所持場合及び就学前の幼児並びに町内小中学校の児童又は生徒で監督者の引率する場合その他特に町長が認める場合は、この限りでない。

四万十町社会体育施設条例

改正後					改正前														
(使用料) 第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる<u>区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の使用料を納めなければならない。 別表（第9条関係） 1 窪川運動場 <table><tr><td>施設名</td><td>区分</td><td>一般</td><td>高校生以下の団体</td><td>職業団体</td></tr></table>					施設名	区分	一般	高校生以下の団体	職業団体	(使用料) 第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる<u>区分により</u>使用料を納めなければならない。 別表（第9条関係） 1 窪川運動場 <table><tr><td>施設名</td><td>区分</td><td>一般</td><td>高校生以下の団体</td><td>職業団体</td></tr></table>					施設名	区分	一般	高校生以下の団体	職業団体
施設名	区分	一般	高校生以下の団体	職業団体															
施設名	区分	一般	高校生以下の団体	職業団体															

改正後								改正前							
	(1 時 間につ き)	町内	町外	町内	町外	入 場 無 料	入 場 料 徴 収		(1 時 間につ き)	町内	町外	町内	町外	入 場 無 料	入 場 料 徴 収
野球場	昼間 夜間	<u>510</u> 円 <u>2, 000</u> 円	<u>800</u> 円 <u>3, 000</u> 円	<u>400</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1, 000</u> 円 <u>8, 000</u> 円	<u>10, 000</u> 円 <u>16, 020</u> 円	野球場	昼間 夜間	<u>530</u> 円 <u>2, 100</u> 円	<u>840</u> 円 <u>3, 150</u> 円	<u>420</u> 円	<u>730</u> 円	<u>1, 050</u> 円 <u>8, 400</u> 円	<u>10, 500</u> 円 <u>16, 820</u> 円
多目的広場	昼間 夜間	<u>310</u> 円 <u>2, 000</u> 円	<u>510</u> 円 <u>3, 000</u> 円	<u>200</u> 円	<u>400</u> 円	<u>1, 000</u> 円 <u>8, 000</u> 円	<u>10, 000</u> 円 <u>16, 020</u> 円	多目的広場	昼間 夜間	<u>320</u> 円 <u>2, 100</u> 円	<u>530</u> 円 <u>3, 150</u> 円	<u>210</u> 円	<u>420</u> 円	<u>1, 050</u> 円 <u>8, 400</u> 円	<u>10, 500</u> 円 <u>16, 820</u> 円
テニスコート (1 コー トにつき)	昼間 夜間	<u>310</u> 円 <u>510</u> 円	<u>510</u> 円 <u>800</u> 円	<u>200</u> 円	<u>310</u> 円			テニスコート (1 コー トにつき)	昼間 夜間	<u>320</u> 円 <u>530</u> 円	<u>530</u> 円 <u>840</u> 円	<u>210</u> 円	<u>320</u> 円		
備考 (略)								備考 (略)							
2 大正テニスコート								2 大正テニスコート							
施設名		使用料 (1 時間につき)						施設名		使用料 (1 時間につき)					
テニスコート		夜間				<u>290</u> 円		テニスコート		夜間				<u>300</u> 円	
備考 (略)								備考 (略)							
3 古城体育館・十和体育館・大道体育館								3 古城体育館・十和体育館・大道体育館							
スポーツ 開放等	使用時間	昼間 8時から17時まで			夜間 17時から22時まで			スポーツ 開放等	使用時間	昼間 8時から17時まで			夜間 17時から22時まで		
	使用料	<u>510</u> 円			<u>1, 000</u> 円				使用料	<u>530</u> 円			<u>1050</u> 円		
	備考	昼間に照明を使用するときは、1時間につき <u>310</u> 円を加算する。							備考	昼間に照明を使用するときは、1時間につき <u>320</u> 円を加算する。					
地域住民 利用等	使用時間	7時から22時まで						地域住民 利用等	使用時間	7時から22時まで					
	使用料	4時間まで <u>6, 000</u> 円。4時間を超えるときは、1時間ごとに <u>1, 000</u> 円を加算する。							使用料	4時間まで <u>6, 300</u> 円。4時間を超えるときは、1時間ごとに <u>1, 050</u> 円を加算する。					

改正後	改正前
備考 (略)	備考 (略)

四万十町給水条例

改正後	改正前
○四万十町給水条例 (料金等) 第24条 料金及びメーターの使用料は、別表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）とする。	○四万十町給水条例 (料金等) 第24条 料金及びメーターの使用料は、別表により算定した額に、<u>100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額）</u>とする。

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例

改正後	改正前
○四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例 (負担金の額) 第3条 負担金の額は、<u>別表の金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）</u>とする。ただし、増径の場合は、その差額をもって負担金の額とする。 別表（第3条関係）	○四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例 (負担金の額) 第3条 負担金の額は、<u>別表のとおり</u>とする。ただし、増径の場合は、その差額をもって負担金の額とする。 別表（第3条関係）

改正後								改正前							
1 (略)								1 (略)							
メーターの 口径又は給 水管の口径 (ミリメー トル)	13	20	25	30	40	50	75以上	メーターの 口径又は給 水管の口径 (ミリメー トル)	13	20	25	30	40	50	75以上
負担金	35,240 円	83,340 円	144,290 円	216,190 円	440,000 円	745,240 円	町長が別に 定める額	負担金	37,000 円	87,500 円	151,500 円	227,000 円	462,000 円	782,500 円	町長が別に 定める額
2 (略)								2 (略)							
取出管の口 径 (ミリメー トル)	13	20	25	30	40	50	75	取出管の口 径 (ミリメー トル)	13	20	25	30	40	50	75
負担金	17,150 円	34,290 円	51,430 円	68,580 円	85,720 円	102,860 円	町長が別に 定める額	負担金	18,000 円	36,000 円	54,000 円	72,000 円	90,000 円	108,000 円	町長が別に 定める額

四万十町窪川四万十会館条例

改正後	改正前
(利用料金) 第11条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料	(利用料金) 第11条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。

改正後							改正前						
金を定めなければならない。													
2～4 （略）							2～4 （略）						
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）						
（1） 利用料金の上限							（1） 利用料金の上限						
区分		利用料金の額			時間外使用料（１時間当たり）	冷暖房使用料（１時間当たり）	区分		利用料金の額			時間外使用料（１時間当たり）	冷暖房使用料（１時間当たり）
		午前	午後	夜間					午前	午後	夜間		
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで					9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで		
ホール	平日	円 8,000	円 12,000	円 16,000	円 3,000	円 6,000	ホール	平日	円 8,400	円 12,600	円 16,800	円 3,150	円 6,300
	土・日・休日	10,000	15,000	20,000				土・日・休日	10,500	15,750	21,000		
控室		600	750	1,000	200	利用料金の30%	控室		630	780	1,050	210	利用料金の30%
多目的室		1,990	1,990	1,990	400		多目的室		2,080	2,080	2,080	420	
備考 （略）							備考 （略）						
（2） （略）							（2） （略）						
（3） 附属設備利用料金の上限							（3） 附属設備利用料金の上限						
区分	品名	単位	利用料金（円）	摘要			区分	品名	単位	利用料金（円）	摘要		
舞 台 設 備	仮設花道	1 式	2,860	上台、脚、け込み、階段			舞 台 設 備	仮設花道	1 式	3,000	上台、脚、け込み、階段		
	所作台	1 式	2,860	所作台、化粧かまち				所作台	1 式	3,000	所作台、化粧かまち		
	平台（大）	1 台	190	1212×1818×121				平台（大）	1 台	200	1212×1818×121		
	平台（小）	1 台	100	909×1818×121				平台（小）	1 台	100	909×1818×121		
	演台	1 式	960	演台、司会台、花台、マイク 1 本				演台	1 式	1,000	演台、司会台、花台、マイク 1 本		
	地かすり	1 枚	720	1200×6000				地かすり	1 枚	750	1200×6000		

改正後					改正前				
照明設備	上敷ござ(大)	1枚	150	878×7200	照明設備	上敷ござ(大)	1枚	150	878×7200
	上敷ござ(中)	1枚	100	878×3600		上敷ござ(中)	1枚	100	878×3600
	上敷ござ(小)	1枚	50	878×1800		上敷ござ(小)	1枚	50	878×1800
	毛せん	1枚	<u>190</u>	1720×3600		毛せん	1枚	<u>200</u>	1720×3600
	めくり立て	1台	100	H=1500		めくり立て	1台	100	H=1500
	箱足	1個	50	木台付き		箱足	1個	50	木台付き
	開き足	1個	50			開き足	1個	50	
	ひな段用蹴込	1式	<u>290</u>			ひな段用蹴込	1式	<u>300</u>	
	指揮者台	1台	<u>240</u>	指揮者用譜面台付き		指揮者台	1台	<u>250</u>	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1台	50	譜面灯付き		譜面台	1台	50	譜面灯付き
	コントラバス用いす	1脚	100			コントラバス用いす	1脚	100	
	グランドピアノ	1台	<u>4,770</u>	ヤマハ		グランドピアノ	1台	<u>5,000</u>	ヤマハ
	調光装置	1式	<u>2,860</u>	I L 3 k w73チャンネル		調光装置	1式	<u>3,000</u>	I L 3 k w73チャンネル
	ボーターライト	1列	<u>480</u>	150W×48灯 4色配線		ボーターライト	1列	<u>500</u>	150W×48灯 4色配線
	No.1 サスペンションライト	1列	<u>1,810</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ		No.1 サスペンションライト	1列	<u>1,900</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	No.2 サスペンションライト	1列	<u>1,810</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ		No.2 サスペンションライト	1列	<u>1,900</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	アップパーホリゾンライト	1列	<u>960</u>	200W×36灯 4色配線		アップパーホリゾンライト	1列	<u>1,000</u>	200W×36灯 4色配線
	フロントサイドスポットライト	1式	<u>1,810</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ		フロントサイドスポットライト	1式	<u>1,900</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レンズ
	シーリングス	1式	<u>1,810</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レ		シーリングス	1式	<u>1,900</u>	1 k w×16灯 ハロゲン平凸レ

改正後					改正前				
ポットライト			ンズ		ポットライト			ンズ	
フォローピン スポットライ ト	1 台	<u>240</u>	500Wクノセン		フォローピン スポットライ ト	1 台	<u>250</u>	500Wクノセン	
ロアーホリゾ ンライト	1 列	<u>670</u>	200W×36灯 4 色配線		ロアーホリゾ ンライト	1 列	<u>700</u>	200W×36灯 4 色配線	
フットライト	1 列	<u>190</u>	60W×12灯 3 色配線		フットライト	1 列	<u>200</u>	60W×12灯 3 色配線	
スポットライ ト	1 台	<u>240</u>	500W ハロゲン平凸レンズ		スポットライ ト	1 台	<u>250</u>	500W ハロゲン平凸レンズ	
スポットライ ト	1 台	<u>240</u>	500W ハロゲンフレネルレンズ		スポットライ ト	1 台	<u>250</u>	500W ハロゲンフレネルレンズ	
スポットライ ト	1 台	<u>480</u>	1 k w ハロゲン平凸レンズ		スポットライ ト	1 台	<u>500</u>	1 k w ハロゲン平凸レンズ	
スポットライ ト	1 台	<u>480</u>	1 k w ハロゲンフレネルレン ズ		スポットライ ト	1 台	<u>500</u>	1 k w ハロゲンフレネルレン ズ	
スポットライ ト	1 台	<u>480</u>	1 k w シールドビーム		スポットライ ト	1 台	<u>500</u>	1 k w シールドビーム	
スポットライ ト	1 台	<u>480</u>	1 k w カッタースポットライ ト		スポットライ ト	1 台	<u>500</u>	1 k w カッタースポットライ ト	
プロジェクタ ースポットラ イト	1 台	<u>480</u>	1 k w ハロゲン		プロジェクタ ースポットラ イト	1 台	<u>500</u>	1 k w ハロゲン	
エフェクトマ シン	1 台	<u>480</u>			エフェクトマ シン	1 台	<u>500</u>		
リニアエフェ クトマシン	1 台	<u>480</u>			リニアエフェ クトマシン	1 台	<u>500</u>		
しんナシダブ ルマシン	1 台	<u>480</u>			しんナシダブ ルマシン	1 台	<u>500</u>		
先玉 4 ” 6 ” 8 ” 10 ” 12 ”	1 組	<u>480</u>			先玉 4 ” 6 ” 8 ” 10 ” 12 ”	1 組	<u>500</u>		

改正後					改正前				
音響設備	オーロラマシン	1台	<u>480</u>		音響設備	オーロラマシン	1台	<u>500</u>	
	ファイヤーマシン	1台	<u>480</u>			ファイヤーマシン	1台	<u>500</u>	
	ミラーボール	1台	<u>960</u>	450 速度可変ケーブル20m		ミラーボール	1台	<u>1,000</u>	450 速度可変ケーブル20m
	場内拡声装置	1式	<u>2,860</u>	マイク2本		場内拡声装置	1式	<u>3,000</u>	マイク2本
	ソース機器卓	1式	<u>1,910</u>	カセットデッキ、CDプレーヤ		ソース機器卓	1式	<u>2,000</u>	カセットデッキ、CDプレーヤ
	舞台そで操作盤	1式	<u>960</u>	カセットデッキ		舞台そで操作盤	1式	<u>1,000</u>	カセットデッキ
	ワイヤレスマイク	1本	<u>960</u>	ハンド型		ワイヤレスマイク	1本	<u>1,000</u>	ハンド型
	ワイヤレスマイク	1本	<u>960</u>	タイピン型		ワイヤレスマイク	1本	<u>1,000</u>	タイピン型
	3点つり手動式マイク装置	1式	<u>960</u>			3点つり手動式マイク装置	1式	<u>1,000</u>	
	ダイナミックマイクrohホン	1本	<u>480</u>	スタンド付き		ダイナミックマイクrohホン	1本	<u>500</u>	スタンド付き
	コンデンサーマイクrohホン	1本	<u>860</u>	スタンド付き		コンデンサーマイクrohホン	1本	<u>900</u>	スタンド付き
	ステージスピーカ	1式	<u>480</u>	2台		ステージスピーカ	1式	<u>500</u>	2台
	F Bスピーカ(A)	1式	<u>390</u>	2台		F Bスピーカ(A)	1式	<u>400</u>	2台
	F Bスピーカ(B)	1式	<u>290</u>	2台		F Bスピーカ(B)	1式	<u>300</u>	2台
	持込器具コンセント	1kw 当たり	100			持込器具コンセント	1kw 当たり	100	
多目的室設備	操作ワゴン卓	1式	<u>1,910</u>	カセットデッキ、CDプレーヤ	多目的室設備	操作ワゴン卓	1式	<u>2,000</u>	カセットデッキ、CDプレーヤ
	スピーカ	1台	<u>240</u>	三脚付き		スピーカ	1台	<u>250</u>	三脚付き
	ダイナミック	1本	<u>480</u>			ダイナミック	1本	<u>500</u>	

改正後					改正前				
その他の設備	マイクロホン				その他の設備	マイクロホン			
	ワイヤレスマイク	1本	480			ワイヤレスマイク	1本	500	
	テレビジョン設備	1式	1,910	32型TV、VTR		テレビジョン設備	1式	2,000	32型TV、VTR
	映写機	1台	1,910	16m／m		映写機	1台	2,000	16m／m
その他の設備	スライド映写機	1台	960	エルモ	その他の設備	スライド映写機	1台	1,000	エルモ
備考（略）					備考（略）				

四万十町四万十緑林公園条例

改正後	改正前																								
(利用料金) 第11条 指定管理者は、別表第2に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 2～4 （略） 別表第2（第11条関係） <table><tr><th>区分</th><th>計算単位</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>ゲートボール場</td><td>1面 (1時間当たり)</td><td>町内</td><td>100円</td></tr></table>	区分	計算単位	利用料金		(略)				ゲートボール場	1面 (1時間当たり)	町内	100円	(利用料金) 第11条 指定管理者は、別表第2に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 2～4 （略） 別表第2（第11条関係） <table><tr><th>区分</th><th>計算単位</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>ゲートボール場</td><td>1面 (1時間当たり)</td><td>町内</td><td>100円</td></tr></table>	区分	計算単位	利用料金		(略)				ゲートボール場	1面 (1時間当たり)	町内	100円
区分	計算単位	利用料金																							
(略)																									
ゲートボール場	1面 (1時間当たり)	町内	100円																						
区分	計算単位	利用料金																							
(略)																									
ゲートボール場	1面 (1時間当たり)	町内	100円																						

改正後				改正前			
		町外	<u>190円</u>			町外	<u>200円</u>
行商、募金その他これらに類する行為のための占用	1人 (月額)		<u>790円</u>	行商、募金その他これらに類する行為のための占用	1人 (月額)		<u>820円</u>
行として行う写真の撮影	1人 (月額)		<u>790円</u>	行として行う写真の撮影	1人 (月額)		<u>820円</u>
行として行う映画の撮影	撮影機1台 (1時間当たり)		<u>1,570円</u>	行として行う映画の撮影	撮影機1台 (1時間当たり)		<u>1,640円</u>
(略)				(略)			
1～4 (略)				1～4 (略)			
<u>5 徴収する利用料金の合計額が100円未満の場合は、100円として徴収するものとする。</u>				<u>5 徴収する利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げて得た金額を利用料金として徴収するものとする。</u>			
				<u>6 徴収する利用料金の合計額が100円未満の場合は、100円として徴収するものとする。</u>			

四万十町集会所等条例

改正後		改正前	
(利用料金)		(利用料金)	
第12条 (略)		第12条 (略)	
2 利用料金は、別表第2に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額		2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。	

改正後				改正前			
とする。							
3 (略)				3 (略)			
別表第2 (第12条関係)				別表第2 (第12条関係)			
1 四万十町志和地区生活改善センター				1 四万十町志和地区生活改善センター			
利用料金	1 日	半日 (4 時間まで)	付属品利用	利用料金	1 日	半日 (4 時間まで)	付属品利用
利用場所				利用場所			
1 階	4,770円	2,860円	960円	1 階	5,000円	3,000円	1,000円
2 階	4,770円	2,860円	960円	2 階	5,000円	3,000円	1,000円
全館	9,530円	4,770円	960円	全館	10,000円	5,000円	1,000円
2 四万十町興津地区多目的集会所				2 四万十町興津地区多目的集会所			
利用料金	金額	備考		利用料金	金額	備考	
利用時間				利用時間			
1 日	5,720円			1 日	6,000円		
8 時30分から13時まで	2,860円			8 時30分から13時まで	3,000円		
13時から22時まで	2,860円			13時から22時まで	3,000円		
17時から22時まで	960円			17時から22時まで	1,000円		
外広場	480円			外広場	500円		
外広場	1,430円	営利目的利用		外広場	1,500円	営利目的利用	
3 四万十町上秋丸集会所				3 四万十町上秋丸集会所			
利用料金	基本料金	追加料金	備考	利用料金	基本料金	追加料金	備考
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに		利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	
普通利用	2,860円	190円		普通利用	3,000円	200円	
特別利用 (宴会等)	4,770円	390円	11人以上	特別利用 (宴会等)	5,000円	400円	11人以上
	2,860円	190円	10人以下		3,000円	200円	10人以下
(略)				(略)			

改正後	改正前																																																																																																								
4 四万十町秋丸集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>2,860円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>9,530円</td></tr></table> 5 四万十町野地集会施設 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>4,770円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>9,530円</td></tr></table> 6 四万十町七里集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>集会室</th><th>小会議室</th><th>調理室</th></tr><tr><td>利用時間</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 時30分から17時まで</td><td>770円</td><td>480円</td><td>480円</td></tr><tr><td>17時から22時まで</td><td>960円</td><td>580円</td><td>480円</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 7 四万十町川奥集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>4,770円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>9,530円</td></tr></table> 8 四万十町小野川集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>2,860円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>11,430円</td></tr></table>	利用料金	金額	利用区分		普通利用	2,860円	特別利用	9,530円	利用料金	金額	利用区分		普通利用	4,770円	特別利用	9,530円	利用料金	集会室	小会議室	調理室	利用時間				8 時30分から17時まで	770円	480円	480円	17時から22時まで	960円	580円	480円	(略)				利用料金	金額	利用区分		普通利用	4,770円	特別利用	9,530円	利用料金	金額	利用区分		普通利用	2,860円	特別利用	11,430円	4 四万十町秋丸集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>10,000円</td></tr></table> 5 四万十町野地集会施設 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>10,000円</td></tr></table> 6 四万十町七里集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>集会室</th><th>小会議室</th><th>調理室</th></tr><tr><td>利用時間</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 時30分から17時まで</td><td>800円</td><td>500円</td><td>500円</td></tr><tr><td>17時から22時まで</td><td>1,000円</td><td>600円</td><td>500円</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 7 四万十町川奥集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>10,000円</td></tr></table> 8 四万十町小野川集会所 <table><tr><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>利用区分</td><td></td></tr><tr><td>普通利用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td>12,000円</td></tr></table>	利用料金	金額	利用区分		普通利用	3,000円	特別利用	10,000円	利用料金	金額	利用区分		普通利用	5,000円	特別利用	10,000円	利用料金	集会室	小会議室	調理室	利用時間				8 時30分から17時まで	800円	500円	500円	17時から22時まで	1,000円	600円	500円	(略)				利用料金	金額	利用区分		普通利用	5,000円	特別利用	10,000円	利用料金	金額	利用区分		普通利用	3,000円	特別利用	12,000円
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	2,860円																																																																																																								
特別利用	9,530円																																																																																																								
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	4,770円																																																																																																								
特別利用	9,530円																																																																																																								
利用料金	集会室	小会議室	調理室																																																																																																						
利用時間																																																																																																									
8 時30分から17時まで	770円	480円	480円																																																																																																						
17時から22時まで	960円	580円	480円																																																																																																						
(略)																																																																																																									
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	4,770円																																																																																																								
特別利用	9,530円																																																																																																								
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	2,860円																																																																																																								
特別利用	11,430円																																																																																																								
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	3,000円																																																																																																								
特別利用	10,000円																																																																																																								
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	5,000円																																																																																																								
特別利用	10,000円																																																																																																								
利用料金	集会室	小会議室	調理室																																																																																																						
利用時間																																																																																																									
8 時30分から17時まで	800円	500円	500円																																																																																																						
17時から22時まで	1,000円	600円	500円																																																																																																						
(略)																																																																																																									
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	5,000円																																																																																																								
特別利用	10,000円																																																																																																								
利用料金	金額																																																																																																								
利用区分																																																																																																									
普通利用	3,000円																																																																																																								
特別利用	12,000円																																																																																																								

改正後				改正前			
9 四万十町大正北ノ川多目的集会所				9 四万十町大正北ノ川多目的集会所			
利用場所	利用料金	普 通 利 用 （ 地 域 内）	特別利用（地域外）	利用場所	利用料金	普 通 利 用 （ 地 域 内）	特別利用（地域外）
大ホール		4,770円	9,530円	大ホール		5,000円	10,000円
会議室		1,910円	3,810円	会議室		2,000円	4,000円
和室		1,910円	3,810円	和室		2,000円	4,000円
調理室		4,770円	9,530円	調理室		5,000円	10,000円
全館		19,050円	38,100円	全館		20,000円	40,000円
10 四万十町江師生活改善センター				10 四万十町江師生活改善センター			
利用場所	利用料金	1 回		利用場所	利用料金	1 回	
全館		4,770円		全館		5,000円	
11 四万十町小野農業構造改善センター				11 四万十町小野農業構造改善センター			
利用場所	利用料金	1 日		利用場所	利用料金	1 日	
和室		1,910円		和室		2,000円	
会議室		9,530円		会議室		10,000円	
全館		14,290円		全館		15,000円	
備考 ガス代はメーターにより、使用分を別途徴収する。				備考 ガス代はメーターにより、使用分を別途徴収する。			
12 四万十町十和東部地区交流センター				12 四万十町十和東部地区交流センター			
利用場所	利用料金	1 日		利用場所	利用料金	1 日	
全館		47,620円		全館		50,000円	
13 四万十町十和川口集会所				13 四万十町十和川口集会所			
	利用料金	1 日			利用料金	1 日	

改正後				改正前					
利用場所				利用場所					
全館		9, 530円		全館		10, 000円			
14 その他の集会所				14 その他の集会所					
利用場所	利用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス	利用場所	利用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス
		4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 時間当たり			4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 時間当たり
普通利用		2, 860円	190円	190円	普通利用		3, 000円	200円	200円
営利目的利用		3, 810円	240円	190円	営利目的利用		4, 000円	250円	200円

四万十町昭和高齢者創作館条例

改正後		改正前	
(利用料金)		(利用料金)	
第12条 利用料金は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。		第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。	
2・3 （略）		2・3 （略）	

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
利用料金 （一部屋当たり） 利用区分	基本利用料金	延長利用料金	プロパンガス料金	利用料金 （一部屋当たり） 利用区分	基本利用料金	延長利用料金	プロパンガス料金
	4時間まで	4時間を超える 1時間ごとに	1時間当たり		4時間まで	4時間を超える 1時間ごとに	1時間当たり
60歳未満の者で創作品 が個人の所属に帰する 創作を個人で行う場合	円 <u>480</u>	円 100	円 <u>190</u>	60歳未満の者で創作品 が個人の所属に帰する 創作を個人で行う場合	円 <u>500</u>	円 100	円 <u>200</u>
冠婚葬祭等に利用する 場合	<u>1,910</u>	<u>190</u>	<u>190</u>	冠婚葬祭等に利用する 場合	<u>2,000</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
第1条の目的に添わない 営利行為等に利用する 場合	<u>3,810</u>	<u>240</u>	<u>190</u>	第1条の目的に添わない 営利行為等に利用する 場合	<u>4,000</u>	<u>250</u>	<u>200</u>

四万十町興津農水産物加工直販施設条例

改正後	改正前
（利用料金の納付）	（利用料金の納付）
第10条 利用者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第	第10条 利用者は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が

改正後	改正前																												
<u>108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u>	町長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。																												
別表（第10条関係）	別表（第10条関係）																												
1 農水産物共同加工施設の利用料金	1 農水産物共同加工施設の利用料金																												
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">基本料金</th></tr><tr><th>午前 (9時～12時)</th><th>午後 (13時～17時)</th><th>夜間 (18時～21時)</th><th>全日 (9時～21時)</th></tr><tr><td>農水産物共同加工施設</td><td><u>1,910円</u></td><td><u>2,390円</u></td><td><u>1,910円</u></td><td><u>4,770円</u></td></tr></table>	区分	基本料金				午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)	農水産物共同加工施設	<u>1,910円</u>	<u>2,390円</u>	<u>1,910円</u>	<u>4,770円</u>	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">基本料金</th></tr><tr><th>午前 (9時～12時)</th><th>午後 (13時～17時)</th><th>夜間 (18時～21時)</th><th>全日 (9時～21時)</th></tr><tr><td>農水産物共同加工施設</td><td><u>2,000円</u></td><td><u>2,500円</u></td><td><u>2,000円</u></td><td><u>5,000円</u></td></tr></table>	区分	基本料金				午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)	農水産物共同加工施設	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>5,000円</u>
区分		基本料金																											
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)																									
農水産物共同加工施設	<u>1,910円</u>	<u>2,390円</u>	<u>1,910円</u>	<u>4,770円</u>																									
区分	基本料金																												
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)																									
農水産物共同加工施設	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>5,000円</u>																									
備考（略）	備考（略）																												

四万十町興津水産物鮮度保持施設条例

改正後	改正前
(利用料金の納付) 第10条 利用者は、別表に掲げる額<u>に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。	(利用料金の納付) 第10条 利用者は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

四万十町作屋就業改善センター条例

改正後	改正前
(利用料金) 第11条 (略) 2 利用料金は、1日当たり<u>960円に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率</u>	(利用料金) 第11条 (略) 2 利用料金は、1日当たり<u>1,000円</u>とする。

改正後	改正前
<u>を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。</u> 3 （略）	3 （略）

四万十町下津井ヘルスセンター条例

改正後	改正前
（利用料金） 第11条 （略） 2 利用料金は、別表に掲げる額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。 3 （略） 別表（第11条関係） 研修室等の利用料金の上限	（利用料金） 第11条 （略） 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。 3 （略） 別表（第11条関係） 研修室等の利用料金の上限

改正後						改正前							
利用者		会議等のための利用料金			休憩のための利用料金		利用者		会議等のための利用料金			休憩のための利用料金	
区分		大会議室	小研修室	会議室	大会議室	小研修室	区分		大会議室	小研修室	会議室	大会議室	小研修室
3 時間まで	円	円	円	円	円	円	3 時間まで	円	円	円	円	円	円
	1, 620	590	590	590	590	1, 700		620	620	620	620		
1 時間増すごとに	290	190	190	190	190	190	1 時間増すごとに	300	200	200	200	200	200
備考（略）						備考（略）							
入浴料の上限						入浴料の上限							
利用者	大人	小人	身体障害者 （1 級～ 6 級）	老人 （70歳以 上）	医師の指示に よりリハビリ の必要な者		利用者	大人	小人	身体障害者 （1 級～ 6 級）	老人 （70歳以 上）	医師の指示に よりリハビリ の必要な者	
利用料金	円 480	円 240	円 240	円 240	円 240		利用料金	円 500	円 250	円 250	円 250	円 250	

四万十町木炭生産施設条例

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）
第11条（略）	第11条（略）

改正後	改正前																
2 利用料金は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。 3 （略） 別表（第11条関係） 利用料金の上限 <table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>金属窯</td><td>1 回につき4,770円</td></tr><tr><td>耐火レンガ窯</td><td>1 回につき4,770円</td></tr><tr><td>粉砕機</td><td>1 回につき960円</td></tr></table>	区分	利用料金	金属窯	1 回につき4,770円	耐火レンガ窯	1 回につき4,770円	粉砕機	1 回につき960円	2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。 3 （略） 別表（第11条関係） 利用料金の上限 <table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>金属窯</td><td>1 回につき5,000円</td></tr><tr><td>耐火レンガ窯</td><td>1 回につき5,000円</td></tr><tr><td>粉砕機</td><td>1 回につき1,000円</td></tr></table>	区分	利用料金	金属窯	1 回につき5,000円	耐火レンガ窯	1 回につき5,000円	粉砕機	1 回につき1,000円
区分	利用料金																
金属窯	1 回につき4,770円																
耐火レンガ窯	1 回につき4,770円																
粉砕機	1 回につき960円																
区分	利用料金																
金属窯	1 回につき5,000円																
耐火レンガ窯	1 回につき5,000円																
粉砕機	1 回につき1,000円																

四万十町総合交流拠点施設条例

改正後	改正前
（利用料金）	（利用料金）

改正後					改正前				
第10条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。					第10条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。				
2・3 （略）					2・3 （略）				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
区分	単位	基本利用料金		摘要	区分	単位	基本利用料金		摘要
		平日	土・日・休日				平日	土・日・休日	
軒下販売所	1区画	<u>1,910</u> 円	<u>2,860</u> 円	おおむね3m×2mの区画	軒下販売所	1区画	<u>2,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	おおむね3m×2mの区画
多目的加工室	1室	<u>2,390</u> 円	<u>3,340</u> 円		多目的加工室	1室	<u>2,500</u> 円	<u>3,500</u> 円	
交流室	1室	<u>2,390</u> 円	<u>3,340</u> 円		交流室	1室	<u>2,500</u> 円	<u>3,500</u> 円	
その他（駐車場・イベント広場等）	1区画	<u>1,910</u> 円	<u>2,860</u> 円	おおむね3m×2mの区画	その他（駐車場・イベント広場等）	1区画	<u>2,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	おおむね3m×2mの区画
備考（略）					備考（略）				

四万十町ケーブルネットワーク条例

改正後	改正前
(加入金) 第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定により放送通信サービスの提供に係る町長の承認を受けた個人又は法人その他の団体（以下「加入者」という。）は、別表第 1 に定める<u>額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の加入金を納付しなければならない。この場合において、同条第 2 項第 1 号アの規定による加入者にあつては当該共同住宅又は貸家住宅の居住が可能な数のうち O N U を設置した数に応じて、それぞれ加入金を納付しなければならない。</u> 2 第 6 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第 1 に掲げる<u>額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に 10 円未満の端数があると</u>	(加入金) 第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定により放送通信サービスの提供に係る町長の承認を受けた個人又は法人その他の団体（以下「加入者」という。）は、別表第 1 に定める加入金を納付しなければならない。この場合において、同条第 2 項第 1 号アの規定による加入者にあつては当該共同住宅又は貸家住宅の居住が可能な数のうち O N U を設置した数に応じて、それぞれ加入金を納付しなければならない。 2 第 6 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第 1 に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める。その額を変更するときも、同様とする。

改正後	改正前
きは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める。その額を変更するときも、同様とする。 3・4 （略） （使用料） 第12条 （略） 2 前項の使用料の額は、別表第2の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第2に掲げる<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の範囲内で、あらかじめ町長の承認	3・4 （略） （使用料） 第12条 （略） 2 前項の使用料の額は、別表第2の<u>とおり</u>とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第2に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める。その額を変更するときも、同様とする。

改正後	改正前
を得て当該指定管理者が定める。その額を変更するときも、同様とする。 3～6 （略） （セットトップボックス又はデジタルチューナーの貸与） 第16条 （略） 2 利用者は、前項の規定によりセットトップボックスの貸与を受けたときは、別表第3に定める<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の使用料を納付しなければならない。 3～5 （略） （放送通信サービスの利用の休止又は再開） 第20条 （略） 2 （略） 3 利用者は、放送通信サービスの利用を休止若しくは再開する場	3～6 （略） （セットトップボックス又はデジタルチューナーの貸与） 第16条 （略） 2 利用者は、前項の規定によりセットトップボックスの貸与を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。 3～5 （略） （放送通信サービスの利用の休止又は再開） 第20条 （略） 2 （略） 3 利用者は、放送通信サービスの利用を休止若しくは再開する場

改正後	改正前
合、別表第4の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の手数料を納付しなければならない。 （インターネットサービスの種類の変更） 第30条 前条の規定によりインターネットサービスの提供に係る町長の承認を受けた利用者（以下「インターネット加入者」という。）は、インターネットサービス種類変更申請書を町長に提出し、インターネットサービスの変更をすることができる。この場合において、別表第4の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の手数料を納付しなければならない。 2 （略）	合、別表第4の<u>とおり</u>手数料を納付しなければならない。 （インターネットサービスの種類の変更） 第30条 前条の規定によりインターネットサービスの提供に係る町長の承認を受けた利用者（以下「インターネット加入者」という。）は、インターネットサービス種類変更申請書を町長に提出し、インターネットサービスの変更をすることができる。この場合において、別表第4の<u>とおり</u>手数料を納付しなければならない。 2 （略）

改正後	改正前
(使用料) 第31条 (略) 2 前項の使用料の額は、別表第5の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>とする。 3～5 (略) (インターネットサービスの利用の停止等) 第34条 (略) 2 インターネット加入者は、インターネットサービスの利用を休止若しくは再開する場合、別表第4の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>の手数料を納付しなければならない。	(使用料) 第31条 (略) 2 前項の使用料の額は、別表第5の<u>とおり</u>とする。 3～5 (略) (インターネットサービスの利用の停止等) 第34条 (略) 2 インターネット加入者は、インターネットサービスの利用を休止若しくは再開する場合、別表第4の<u>とおり</u>手数料を納付しなければならない。

改正後			改正前		
別表第 1（第 8 条関係）			別表第 1（第 8 条関係）		
区分	加入金	備考	区分	加入金	備考
ケーブルテレビ 加入金	<u>38,100</u> 円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、 その所有者が加入者であるときは、 <u>38,100</u> 円に加入者が設置を希望する当該住宅の居 住数を乗じて得た額 ②条例の施行日においてテレビ共同受信施 設等で受信していた難視聴地域又は加入申 込書を提出する段階において条例第22条第 2号の放送番組が受信困難な地域の場合に あつては、当該加入金から規則で定める額 を控除した額とする。	ケーブルテレビ 加入金	<u>40,000</u> 円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、 その所有者が加入者であるときは、 <u>40,000</u> 円に加入者が設置を希望する当該住宅の居 住数を乗じて得た額 ②条例の施行日においてテレビ共同受信施 設等で受信していた難視聴地域又は加入申 込書を提出する段階において条例第22条第 2号の放送番組が受信困難な地域の場合に あつては、当該加入金から規則で定める額 を控除した額とする。
別表第 2（第12条関係）			別表第 2（第12条関係）		
サービスの種別	月額使用料		サービスの種別	月額使用料	
基本コース	<u>960</u> 円		基本コース	<u>1,000</u> 円	
(略)			(略)		

改正後			改正前		
別表第3（第16条関係）			別表第3（第16条関係）		
区分	月額使用料	備考	区分	月額使用料	備考
セットトップボックス	480円 (1台につき)	当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月からは、利用者に所有権移転するものとする。	セットトップボックス	500円 (1台につき)	当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月からは、利用者に所有権移転するものとする。

四万十町窪川B＆G海洋センター条例

改正後		改正前	
(利用料金)		(利用料金)	
第12条 指定管理者は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料を定めなければならない。		第12条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内であらかじめ町長の承認を受け、利用料を定めなければならない。	
2～4（略）		2～4（略）	

改正後								改正前							
別表（第12条関係）								別表（第12条関係）							
（１） 基本利用料金の上限								（１） 基本利用料金の上限							
１ 温水プール								１ 温水プール							
区分		幼児		高校生以下		一般		区分		幼児		高校生以下		一般	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外			町内	町外	町内	町外		
一般開放	１回につき	50円	100円	100円	<u>190</u> 円	<u>190</u> 円	<u>300</u> 円	一般開放	１回につき	50円	100円	100円	<u>200</u> 円	<u>200</u> 円	<u>310</u> 円
水泳会員	年会員	<u>3,640</u> 円	<u>7,290</u> 円	<u>7,290</u> 円	<u>14,570</u> 円	<u>14,570</u> 円	<u>21,850</u> 円	水泳会員	年会員	<u>3,820</u> 円	<u>7,650</u> 円	<u>7,650</u> 円	<u>15,290</u> 円	<u>15,290</u> 円	<u>22,940</u> 円
	6月会員	<u>1,850</u> 円	<u>3,640</u> 円	<u>3,640</u> 円	<u>7,290</u> 円	<u>7,290</u> 円	<u>10,930</u> 円		6月会員	<u>1,940</u> 円	<u>3,820</u> 円	<u>3,820</u> 円	<u>7,650</u> 円	<u>7,650</u> 円	<u>11,470</u> 円
	3月会員	<u>930</u> 円	<u>1,850</u> 円	<u>1,850</u> 円	<u>3,640</u> 円	<u>3,640</u> 円	<u>5,490</u> 円		3月会員	<u>970</u> 円	<u>1,940</u> 円	<u>1,940</u> 円	<u>3,820</u> 円	<u>3,820</u> 円	<u>5,760</u> 円
(略)								(略)							
２ 水泳教室								２ 水泳教室							
区分		授業料（１か月）		町内		町外		区分		授業料（１か月）		町内		町外	
常設水泳教室	週１回コース		<u>1,950</u> 円		<u>2,920</u> 円		常設水泳教室		週１回コース		<u>2,040</u> 円		<u>3,060</u> 円		
	週２回コース		<u>2,920</u> 円		<u>3,890</u> 円		常設水泳教室		週２回コース		<u>3,060</u> 円		<u>4,080</u> 円		
	選手育成コース		<u>3,400</u> 円		<u>4,380</u> 円		常設水泳教室		選手育成コース		<u>3,570</u> 円		<u>4,590</u> 円		
短期水泳教		5回コース		<u>1,950</u> 円		<u>2,920</u> 円		短期水泳教		5回コース		<u>2,040</u> 円		<u>3,060</u> 円	

改正後							改正前						
室							室						
3 体育館等							3 体育館等						
施設名	区分	高校生以下		一般		登録団体	施設名	区分	高校生以下		一般		登録団体
		町内	町外	町内	町外				町内	町外	町内	町外	
体育館	1 時間につき	150円	<u>300</u> 円	<u>510</u> 円	<u>1,010</u> 円	<u>310</u> 円	体育館	1 時間につき	150円	<u>310</u> 円	<u>530</u> 円	<u>1,060</u> 円	<u>320</u> 円
第2体育館	1 時間につき	150円	<u>300</u> 円	<u>510</u> 円	<u>1,010</u> 円	<u>310</u> 円	第2体育館	1 時間につき	150円	<u>310</u> 円	<u>530</u> 円	<u>1,060</u> 円	<u>320</u> 円
会議室	1 時間につき	無料	無料	<u>310</u> 円	<u>600</u> 円	無料	会議室	1 時間につき	無料	無料	<u>320</u> 円	<u>630</u> 円	無料
トレーニング グマシン	1 時間につき	100円	<u>190</u> 円	<u>190</u> 円	<u>300</u> 円		トレーニング グマシン	1 時間につき	100円	<u>200</u> 円	<u>200</u> 円	<u>310</u> 円	
(注) (略)							(注) (略)						

四万十町旧都築邸条例

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第12条 (略)	第12条 (略)

改正後				改正前			
2 利用料金は、別表 1 に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。				2 利用料金は、別表 1 に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。			
3 （略）				3 （略）			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
施設の利用料金				施設の利用料金			
施設の区分		4 時間まで	1 時間増すごとに	施設の区分		4 時間まで	1 時間増すごとに
本館	全室	2,860円	960円	本館	全室	3,000円	1,000円
	表の間	1,910円	390円		表の間	2,000円	400円
	裏の間	1,910円	390円		裏の間	2,000円	400円
別館	全室	2,860円	960円	別館	全室	3,000円	1,000円
	第 1 広間	960円	190円		第 1 広間	1,000円	200円
	第 2 広間	960円	190円		第 2 広間	1,000円	200円
	第 3 広間	960円	190円		第 3 広間	1,000円	200円
	第 4 広間	960円	190円		第 4 広間	1,000円	200円

改正後	改正前
備考（略）	備考（略）

四万十町滞在型市民農園条例

改正後	改正前
（利用料金） 第11条 指定管理者は、別表第2に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 <u>2</u> 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。 <u>3</u> 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 <u>4</u> 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部	（利用料金） 第11条 指定管理者は、別表第2に掲げる額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受け、利用料金を定めなければならない。 <u>2</u> 前項の利用料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の額を含むものとする。 <u>3</u> 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。 <u>4</u> 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 <u>5</u> 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部

改正後	改正前																										
又は一部を還付し、又は利用料金を減免するものとする。	又は一部を還付し、又は利用料金を減免するものとする。																										
別表第 2 （第11条関係）	別表第 2 （第11条関係）																										
利用料金	利用料金																										
<table><tr><th>施設の名称</th><th>利用単位</th><th>利用料金（年額）</th></tr><tr><td rowspan="3">滞在型農園</td><td>1 区画</td><td></td></tr><tr><td>A タ イ プ (No. 1 ～15)</td><td><u>342, 860</u>円</td></tr><tr><td>B タ イ プ (No.16～22)</td><td><u>400, 000</u>円</td></tr><tr><td>日帰り型農園</td><td>1 区画</td><td><u>11, 430</u>円</td></tr></table>	施設の名称	利用単位	利用料金（年額）	滞在型農園	1 区画		A タ イ プ (No. 1 ～15)	<u>342, 860</u> 円	B タ イ プ (No.16～22)	<u>400, 000</u> 円	日帰り型農園	1 区画	<u>11, 430</u> 円	<table><tr><th>施設の名称</th><th>利用単位</th><th>利用料金（年額）</th></tr><tr><td rowspan="3">滞在型農園</td><td>1 区画</td><td></td></tr><tr><td>A タ イ プ (No. 1 ～15)</td><td><u>360, 000</u>円</td></tr><tr><td>B タ イ プ (No.16～22)</td><td><u>420, 000</u>円</td></tr><tr><td>日帰り型農園</td><td>1 区画</td><td><u>12, 000</u>円</td></tr></table>	施設の名称	利用単位	利用料金（年額）	滞在型農園	1 区画		A タ イ プ (No. 1 ～15)	<u>360, 000</u> 円	B タ イ プ (No.16～22)	<u>420, 000</u> 円	日帰り型農園	1 区画	<u>12, 000</u> 円
施設の名称	利用単位	利用料金（年額）																									
滞在型農園	1 区画																										
	A タ イ プ (No. 1 ～15)	<u>342, 860</u> 円																									
	B タ イ プ (No.16～22)	<u>400, 000</u> 円																									
日帰り型農園	1 区画	<u>11, 430</u> 円																									
施設の名称	利用単位	利用料金（年額）																									
滞在型農園	1 区画																										
	A タ イ プ (No. 1 ～15)	<u>360, 000</u> 円																									
	B タ イ プ (No.16～22)	<u>420, 000</u> 円																									
日帰り型農園	1 区画	<u>12, 000</u> 円																									
備 考 （略）	備 考 （略）																										

四万十町興津水産物加工施設条例

改正後	改正前
（使用料）	（使用料）
第6条 使用者は、別表に定める <u>金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法</u>	第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

改正後	改正前								
<u>（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。</u> 別表（第6条関係） 使用料金 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>四万十町興津水産物加工施設</td><td>月額 <u>35,240円</u></td></tr></table> 備考（略）	（略）		四万十町興津水産物加工施設	月額 <u>35,240円</u>	別表（第6条関係） 使用料金 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>四万十町興津水産物加工施設</td><td>月額 <u>37,000円</u></td></tr></table> 備考（略）	（略）		四万十町興津水産物加工施設	月額 <u>37,000円</u>
（略）									
四万十町興津水産物加工施設	月額 <u>35,240円</u>								
（略）									
四万十町興津水産物加工施設	月額 <u>37,000円</u>								

四万十町ホビー館条例

改正後	改正前
（入館料の納付） 第8条 ホビー館が展示するフィギュア等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表1に定める額<u>に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税</u>	（入館料の納付） 第8条 ホビー館が展示するフィギュア等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表1に定める額を入館料として町長に納付しなければならない。

改正後				改正前			
<u>の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>を入館料として町長に納付しなければならない。							
2（略）				2（略）			
（施設の利用の許可等）				（施設の利用の許可等）			
第10条（略）				第10条（略）			
2（略）				2（略）			
3 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表2に定める額 <u>に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u> を利用料として町長に納付しなければならない。				3 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表2に定める額を利用料として町長に納付しなければならない。			
別表1（第8条関係）				別表1（第8条関係）			
(略)				(略)			
本館	大人（高校生以上）	770円	690円	本館	大人（高校生以上）	800円	720円

改正後					改正前				
	小 人 （ 小 中 学 生 ）		<u>390円</u>	<u>350円</u>		小 人 （ 小 中 学 生 ）		<u>400円</u>	<u>360円</u>
	未就学児		無料			未就学児		無料	
(略)					(略)				
別表 2 （第10条関係）					別表 2 （第10条関係）				
(略)					(略)				
交流広場	1 区画	<u>1,910円</u>	<u>2,860円</u>	おおむね 3 m × 2 m の区画	交流広場	1 区画	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	おおむね 3 m × 2 m の区画
ふれあい市広場	1 区画	<u>1,910円</u>	<u>2,860円</u>	おおむね 3 m × 2 m の区画	ふれあい市広場	1 区画	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	おおむね 3 m × 2 m の区画
(略)					(略)				

四万十町打井川地域づくりセンター条例

改正後		改正前	
(利用料金)		(利用料金)	
第10条 （略）		第10条 （略）	
2 利用料金は、別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗		2 利用料金は、別表に定める額を徴収する。	

改正後				改正前			
<u>じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）</u>を徴収する。							
3 （略）				3 （略）			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
地域づくりセンター利用料				地域づくりセンター利用料			
(略)				(略)			
集 会 室 (板 の 間)	円 <u>1,000</u>	円 <u>190</u>	1 基本利用料とは、使用時間8時間までとする。	集 会 室 (板 の 間)	円 <u>1,050</u>	円 <u>200</u>	1 基本利用料とは、使用時間8時間までとする。
和室	<u>510</u>	100	2 冷暖房器具使用の場合は、利用料の5割増とする。	和室	<u>530</u>	100	2 冷暖房器具使用の場合は、利用料の5割増とする。
			3 町外の諸団体及び個人が利用する場合は倍額とする。				3 町外の諸団体及び個人が利用する場合は倍額とする。
			4 音楽会、演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、町内の諸団体及び個人は倍額、町外は3倍とする。				4 音楽会、演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、町内の諸団体及び個人は倍額、町外は3倍とする。
			5 業者が興行若しくは営業に利用する場合は、町内業者は5倍、町外業者は10倍とする。				5 業者が興行若しくは営業に利用する場合は、町内業者は5倍、町外業者は10倍とする。

四万十町コミュニティセンターとおわ条例

改正後	改正前																																						
（使用料） 第 8 条 センターの使用者は、別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。 2 （略） 別表（第 8 条関係） 使用料 <table><tr><th>区分</th><th>基本使用料</th><th>追加使用料</th><th>備考</th></tr><tr><td>ホール</td><td>2,860円</td><td rowspan="6">480円</td><td rowspan="2">1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。</td></tr><tr><td>第 1 会議室</td><td>1,430円</td></tr><tr><td>第 2 会議室</td><td>960円</td><td rowspan="4">2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。</td></tr><tr><td>控室</td><td>770円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>960円</td></tr><tr><td>和室</td><td>960円</td></tr></table>	区分	基本使用料	追加使用料	備考	ホール	2,860円	480円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。	第 1 会議室	1,430円	第 2 会議室	960円	2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。	控室	770円	調理室	960円	和室	960円	（使用料） 第 8 条 センターの使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （略） 別表（第 8 条関係） 使用料 <table><tr><th>区分</th><th>基本使用料</th><th>追加使用料</th><th>備考</th></tr><tr><td>ホール</td><td>3,000円</td><td rowspan="6">500円</td><td rowspan="2">1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。</td></tr><tr><td>第 1 会議室</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>第 2 会議室</td><td>1,000円</td><td rowspan="4">2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。</td></tr><tr><td>控室</td><td>800円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>和室</td><td>1,000円</td></tr></table>	区分	基本使用料	追加使用料	備考	ホール	3,000円	500円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。	第 1 会議室	1,500円	第 2 会議室	1,000円	2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。	控室	800円	調理室	1,000円	和室	1,000円
区分	基本使用料	追加使用料	備考																																				
ホール	2,860円	480円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。																																				
第 1 会議室	1,430円																																						
第 2 会議室	960円		2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。																																				
控室	770円																																						
調理室	960円																																						
和室	960円																																						
区分	基本使用料	追加使用料	備考																																				
ホール	3,000円	500円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。																																				
第 1 会議室	1,500円																																						
第 2 会議室	1,000円		2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。																																				
控室	800円																																						
調理室	1,000円																																						
和室	1,000円																																						

改正後			改正前		
喫茶室	月額 <u>14,290</u> 円	3 喫茶室の光熱水費は使用者負担とする。	喫茶室	月額 <u>15,000</u> 円	3 喫茶室の光熱水費は使用者負担とする。
(略)			(略)		

四万十町江師園芸作物実験場条例

改正後		改正前	
(使用料)		(使用料)	
第 6 条 使用者は、別表に定める金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。		第 6 条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	
別表（第 6 条関係）		別表（第 6 条関係）	
使用料金		使用料金	
名称	使用料	名称	使用料

改正後		改正前	
四万十町江師園芸作物実験場	月額 <u>16,190円</u>	四万十町江師園芸作物実験場	月額 <u>17,000円</u>
備考		備考	
1 使用期間に1か月未満の端数が生じる場合は日割計算とし、算出された総額に <u>10円</u> 未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。		1 使用期間に1か月未満の端数が生じる場合は日割計算とし、算出された総額に <u>100円</u> 未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。	
2 (略)		2 (略)	

四万十町江師農林水産物集出荷加工場条例

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第6条 使用者は、別表に定める金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。	第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）

改正後	改正前								
使用料金	使用料金								
<table><tr><th>名称</th><th>使用料</th></tr><tr><td>四万十町江師農林水産物集出荷加工場</td><td>月額 <u>80,000</u>円</td></tr></table>	名称	使用料	四万十町江師農林水産物集出荷加工場	月額 <u>80,000</u> 円	<table><tr><th>名称</th><th>使用料</th></tr><tr><td>四万十町江師農林水産物集出荷加工場</td><td>月額 <u>84,000</u>円</td></tr></table>	名称	使用料	四万十町江師農林水産物集出荷加工場	月額 <u>84,000</u> 円
名称	使用料								
四万十町江師農林水産物集出荷加工場	月額 <u>80,000</u> 円								
名称	使用料								
四万十町江師農林水産物集出荷加工場	月額 <u>84,000</u> 円								
備考	備考								
1 使用期間に1か月未満の端数が生じる場合は日割計算とし、算出された総額に <u>10</u> 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。	1 使用期間に1か月未満の端数が生じる場合は日割計算とし、算出された総額に <u>100</u> 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。								
2 (略)	2 (略)								